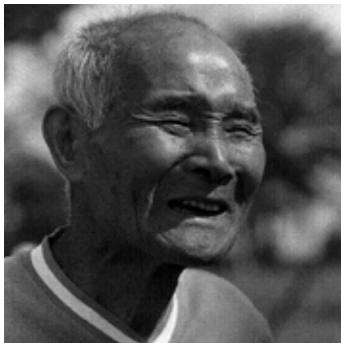
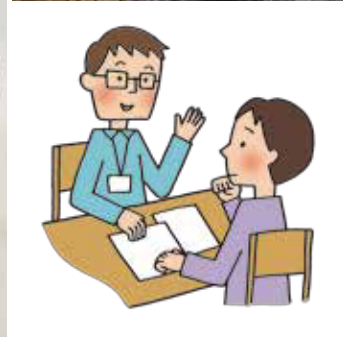


第3期和水町障がい者計画

第5期和水町障がい福祉計画 (第1期和水町障がい児福祉計画)



2019 大河ドラマの主人公
日本マラソンの父 金栗四三氏の写真

平成30年3月
熊本県 和水町

はじめに

近年、我が国の障がい者を取り巻く環境は、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の制定から障害者総合支援法への移行、障害者虐待防止法、障害者差別解消法が施行されるなど大きく変化してきました。また、平成30年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正）」が施行される予定であり、これには、障がいのある人が自ら望む地域で生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する一層の支援の充実、高齢で障がいのある人が介護保険サービスを円滑に利用できるようにするための制度の見直し並びに障がい児支援のニーズの多様化に対しまして、きめ細やかな対応を行うための支援の拡充等が定められています。



これを受け本町は、基本計画である『第2次和水町まちづくり総合計画』との整合性を図り、「互いに理解し、自分らしく暮らせる共生のまちづくり」を基本理念の柱とした障がい者施策を総合的に推進する長期計画として、「第3期和水町障がい者計画・第5期和水町障がい福祉計画（第1期和水町障がい児福祉計画）」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、障がいのある人が「住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることが出来るまちづくり」を目指して、国、県、町はもとより、関係団体や事業所、町民の皆様とも連携を図りながら、施策の推進に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で御協力いただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

和 水 町 長

福原 秀治

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 策定の体制	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	6
1 人口・世帯数	6
2 障害者手帳所持者等の状況	8
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 基本目標	15
3 計画の体系	16
第4章 取り組みの内容（第3期和水町障がい者計画）	18
基本目標1 保健・医療	18
基本目標2 教育・社会参加	23
基本目標3 雇用・就業	28
基本目標4 広報・啓発	31
基本目標5 安心・安全	35
基本目標6 生活環境	38
基本目標7 差別の解消および権利擁護	40
基本目標8 地域生活支援	44
第5章 取り組みの内容（第5期和水町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）	49
1 第5期障がい福祉計画における成果目標	49
2 障がい福祉サービス等の充実	51
3 地域生活支援事業の充実	57
4 第1期障がい児福祉計画における成果目標	64
5 障がいのある児童を対象としたサービスの充実	66
第6章 計画の推進体制	70
1 計画の推進	70
2 計画の点検・評価体制	71
資料編	72
1 和水町障がい者計画および障がい福祉計画策定委員会設置要綱	72
2 計画策定委員会委員名簿	74
3 計画策定の経緯	75
4 用語集	76

～ 「障害」と「障がい」の表記について ～

障害者福祉の用語について、「害」という漢字表記が一般的に否定的なイメージにつながることから、一部平仮名を使う場合も見られるようになってきました。このため本計画書では、施設名などの固有名詞や法律用語などを除き、人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記しています。

～ 元号の表記について ～

平成 29 年 6 月に成立・公布された「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」により、「平成」の元号が平成 31 年 5 月 1 日をもって新元号へ改元することが決定しましたが、本計画書では、読み手に分かりやすいよう、平成 31 年以降も「平成」で表記しています。

～ 「年」と「年度」の表記について ～

5 年に 1 度の国勢調査では、調査年の 10 月 1 日の調査結果が公表されています。そのため、国勢調査から引用している調査結果については、「年」で表記をしています。「年度」で表記されているものについては、4 月 1 日～翌年 3 月 31 日の期間を示しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、障がいのある人もない人も、誰もが同じように社会に参加し、より豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、「障がい者の完全参加と平等」を基本理念として、平成 26 年 3 月に「和水町障がい者計画（第 2 期）」を、平成 27 年 3 月に「和水町障がい福祉計画（第 4 期）」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国は、平成 25 年に「障害者基本計画（第 3 次）」（平成 25 年度～29 年度）を策定し、共生社会の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策を推進しています。国の障害者基本計画の第 2 次計画（平成 15 年度～24 年度）から第 3 次計画の策定までに、平成 23 年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障がい者に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。また、平成 24 年 6 月には従来の障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）に改正することが成立し、平成 25 年 4 月に施行されています。難病患者を障がい者福祉の対象に含めるなど制度改正を推進しています。さらに平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が成立し、平成 28 年 4 月から施行されています。また、平成 28 年の障害者総合支援法および児童福祉法の改正により、障がい者の望む地域生活を支援し、障がい児支援の多様なニーズに対応するための新たなサービスの新設、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした障害児福祉計画の策定が義務付けられるなど、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが定められました。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本町においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人が増えており、高齢化や障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化しています。

これらを踏まえ、「第 3 期和水町障がい者計画・第 5 期和水町障がい福祉計画・（第 1 期和水町障がい児福祉計画）」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成 15 年 2003 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 2005 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置づけの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 2006 年	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 21 年 2009 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 2010 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 2011 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 2012 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 2013 年	○障害者総合支援法 施行(障害者自立支援法の改正) ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病などを追加) ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画(第3次)の策定
平成 26 年 2014 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年 2016 年	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助
平成 30 年 2018 年	○改正「児童福祉法」一部施行予定 ○改正「障害者総合支援法」一部施行予定

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

2 計画の位置づけ

本計画は、以下の法律に基づき策定が位置づけられている法定計画です。

◆ 市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆ 市町村障害福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆ 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定障害児通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（平成 30 年 4 月施行）

第 33 条の 20 第 1 項

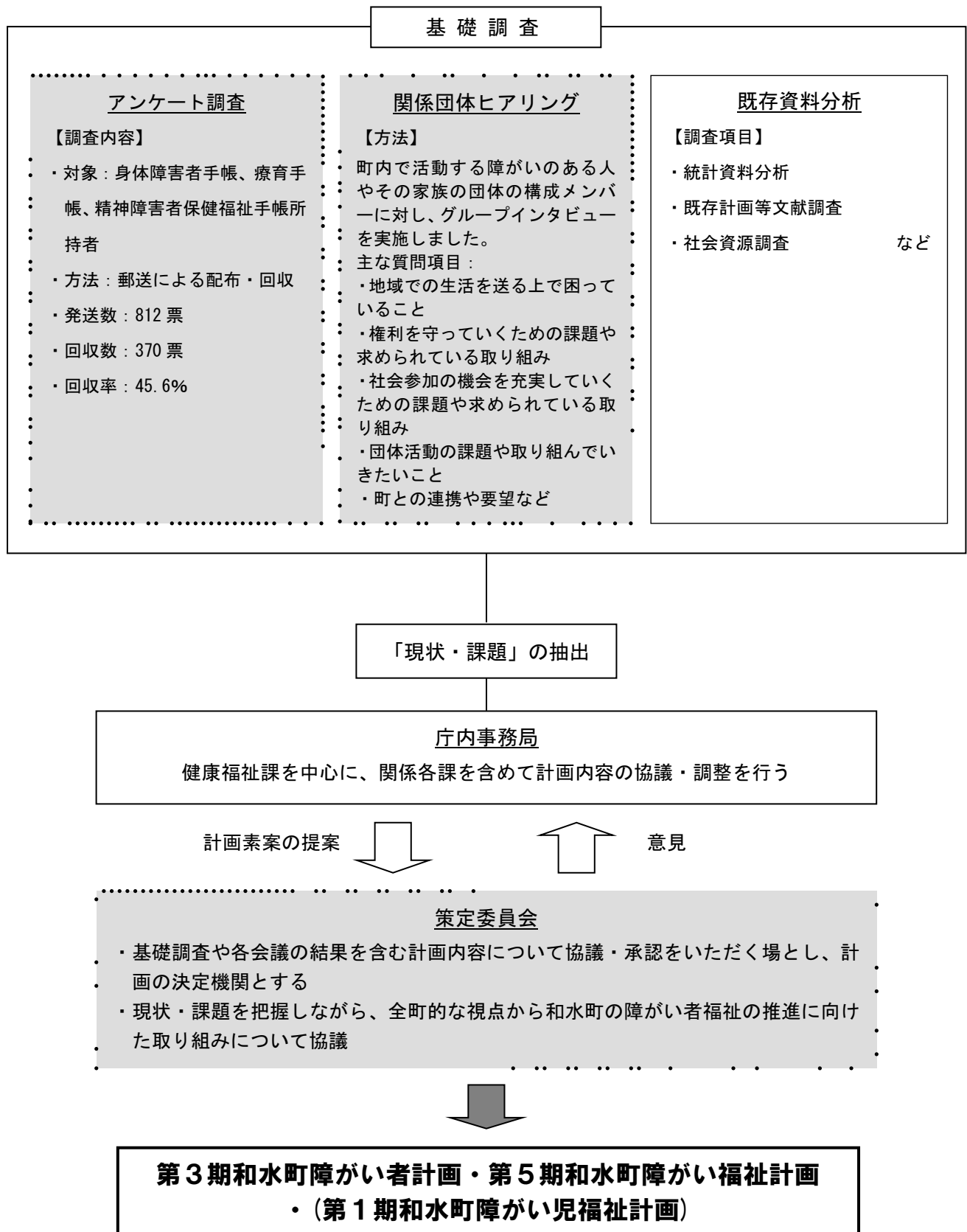
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、第3期障がい者計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
第3期 障がい者計画						見直し
第5期 障がい福祉計画			見直し			見直し
第1期 障がい児福祉計画			見直し			見直し

4 策定の体制



※ 策定委員会 は、住民参加による策定プロセス

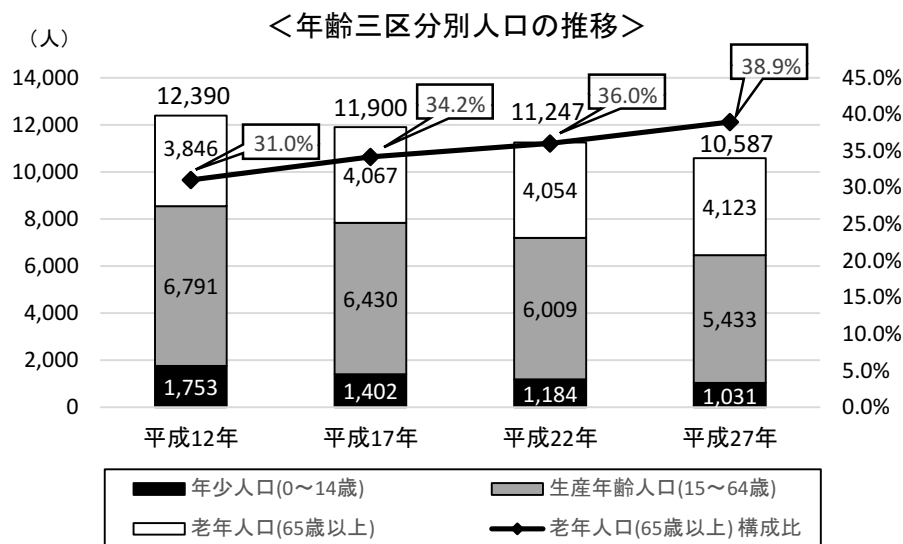
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口・世帯数

(1) 人口および人口構成の推移

本町の総人口は、平成12年の12,390人から平成27年の10,587人と15年間で1,803人減少しています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）は増加する傾向が平成12年から平成17年にかけてありましたが、平成22年には老年人口は微減しています。しかし、平成27年には再び老年人口が増加しています。



資料：国勢調査

※総人口については、年齢不詳を含む

＜年齢3区分別人口構成の推移＞

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	12,390	11,900	11,247	10,587
年少人口(0～14歳)	1,753	1,402	1,184	1,031
構成比	14.1%	11.8%	10.5%	9.7%
生産年齢人口(15～64歳)	6,791	6,430	6,009	5,433
構成比	54.8%	54.0%	53.4%	51.3%
老年人口(65歳以上)	3,846	4,067	4,054	4,123
構成比	31.0%	34.2%	36.0%	38.9%
年齢不詳	0	1	0	0

資料：国勢調査

（２）世帯数の推移

世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は平成 12 年から平成 27 年にかけて減少傾向にあり、平成 27 年で 3,490 世帯となっています。

内訳をみると、特に単独世帯については顕著な増加傾向にあり、15 年間で 160 世帯増えています。これは、ひとり暮らしの高齢者の増加による影響が考えられます。

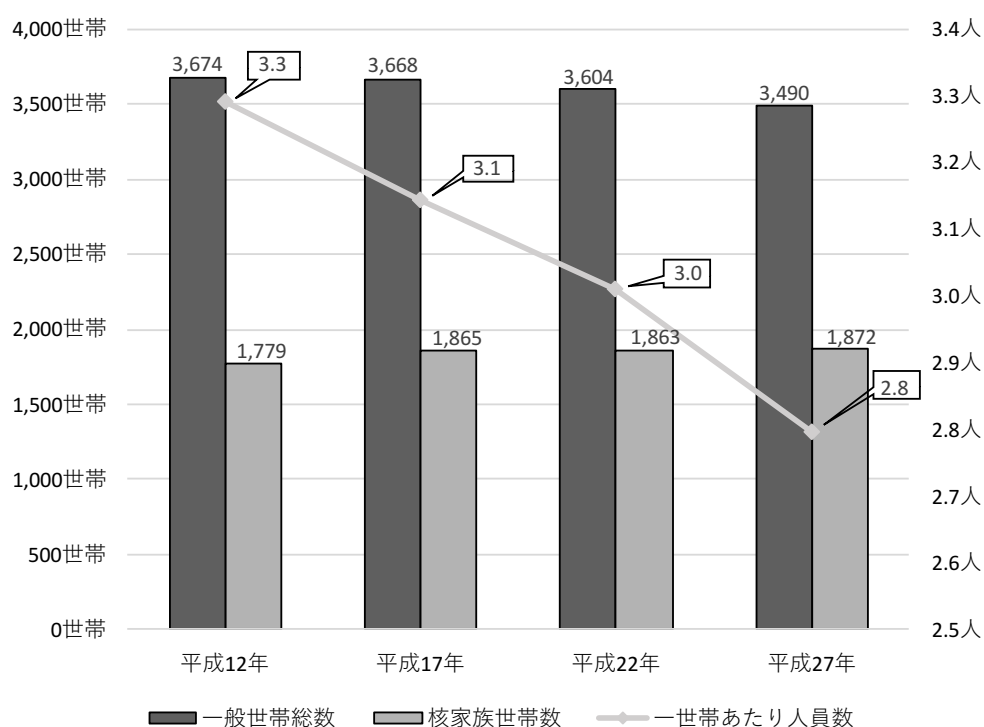
＜世帯構成の推移＞

単位：世帯

	一般世帯	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	世帯構成不詳	一般世帯人員数（人）
		総数	核家族世帯					その他の親族世帯				
			総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども					
平成12年	3,674	3,091	1,779	821	749	26	183	1,312	4	579	0	12,094
平成17年	3,668	3,051	1,865	803	774	47	241	1,186	9	608	0	11,532
平成22年	3,604	2,927	1,863	792	744	53	274	1,064	26	651	0	10,852
平成27年	3,490	2,739	1,872	781	749	60	282	867	11	739	1	9,755

資料：国勢調査

＜一世帯あたり人員数の推移＞



資料：国勢調査

2 障害者手帳所持者等の状況

本町の手帳所持者の推移をみると、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて 30 人減少しており、962 人となっています。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者が 51 人減少しており、療育手帳所持者が 16 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 5 人増加しています。

＜手帳所持者の推移＞

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合計	992	980	967	962
身体障害者手帳	759	738	720	708
療育手帳	130	140	143	146
精神障害者保健福祉手帳	103	102	104	108

資料：健康福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

① 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者の推移をみると、年代別ではどの年代も減少傾向にあります。「65歳以上」が約8割を占めています。

障がい程度別にみると、「4級」が最も多く、次いで「1級」、「3級」と続いています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続いています。

＜身体障害者手帳所持者の推移＞

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合 計		759	738	720	708
年代別	18 歳未満	5	6	5	4
	18 歳～64 歳	154	140	133	131
	65 歳以上	600	592	582	573
障がい 程度別	1 級	186	180	174	176
	2 級	100	101	98	92
	3 級	113	110	110	101
	4 級	227	216	206	211
	5 級	50	49	48	45
	6 級	83	82	84	83
障がい 種別	視覚障がい	53	52	50	47
	聴覚・平衡機能障がい	94	95	97	99
	音声・言語・そしゃく機能障がい	7	8	8	10
	肢体不自由	411	394	381	349
	内部障がい	194	189	184	203
	複合	－	－	－	－

資料：健康福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

②知的障がいのある人

療育手帳所持者の推移をみると、年代別では、「18～64 歳」、「65 歳以上」は増加傾向にあり、「18 歳～64 歳」が約6割を占めています。

障がい程度別にみると、「A2（重度）」、「B2（軽度）」が多く、次いで「B1（中度）」と続いています。

＜療育手帳所持者の推移＞

単位：人

			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合 計			130	140	143	146
年代別	18 歳未満		24	28	26	25
	18 歳～64 歳		83	87	90	92
	65 歳以上		23	25	27	29
障がい 程度別	A 1（最重度）		20	20	20	21
	A 2（重度）		43	44	44	46
	B 1（中度）		32	34	36	34
	B 2（軽度）		35	42	43	45

資料：健康福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

③精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、年代別では「18 歳～64 歳」が最も多くなっています。

障がい程度別にみると、「2 級」が最も多く、次いで「1 級」と続いています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者の推移＞

単位：人

			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合 計			103	102	104	108
年代別	18 歳未満		1	0	0	0
	18 歳～64 歳		66	69	67	71
	65 歳以上		36	33	37	37
障がい 程度別	1 級		38	34	35	35
	2 級		58	58	59	60
	3 級		7	10	10	13

資料：健康福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

④障害支援区分認定者数

障害支援区分認定者数の推移をみると「区分4」が最も多く、次いで「区分5」、「区分6」と続いています。

＜障害支援区分認定者数の推移＞

単位：人

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
平成 29 年度	3	8	12	21	15	14	73

資料：健康福祉課（平成 29 年 9 月 1 日現在）

⑤自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて 22 人増加しています。

＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	147	149	156	163	169

資料：熊本県（各年 3 月 31 日現在）

⑥難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなくかつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などが難病に該当します。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは、130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。平成 29 年 4 月 1 日現在、医療費助成制度の対象となる指定難病は 330 疾病、小児慢性特定疾病は 722 疾病となりました。

本町地域では、特定疾患医療受給者証交付件数は、平成 29 年 9 月 1 日現在 115 件となっています。

＜特定疾患医療受給者証交付件数の推移＞

単位：件

区 分	平成 29 年
特定疾患医療受給者証交付件数 （特定医療費（指定難病）支給認定件数）	115

資料提供：熊本県（平成 29 年 9 月 1 日現在）

⑦就学の状況

I. 障がい児学級の状況

障がい児学級の状況では、設置校は小・中学校合わせて6校で、児童生徒数は小・中学校合わせて24名となっています。

<障がい児学級の状況>

	設置校数（校）	学級数（学級）	児童生徒数（人）
小学校	4	5	16
中学校	2	4	8
合計	6	9	24

資料：健康福祉課（平成29年9月1日現在）

II. 保育所・幼稚園における障がい児の在席状況

保育所・幼稚園の在籍状況では、在籍児童が374人の中で障がい児は7人在籍しています。

<保育所・幼稚園における障がい児の在席状況>

単位：人

	3歳未満	3歳	4歳	5歳	6歳
在籍児童	157	79	64	72	2
在籍障がい児数	0	1	3	2	1

資料：健康福祉課（平成29年9月1日現在）

III. 支援学校在席状況

支援学校には、高等部に4人在籍しています。

<支援学校在席状況>

単位：人

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
支援学校	0	0	0	4

資料：健康福祉課（平成29年9月1日現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

互いに理解し、自分らしく暮らせる共生のまちづくり

すべての町民が障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに生活をし、お互いに理解しあい、ともに暮らす共生社会の実現を目指しています。

そのためには、障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを理解し、さらに障がいを理由に差別することや権利を侵害することなく、町民一人ひとりが障がいおよび障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

あわせて、基本的人権の尊重の理念に立ち、障がいのある人もない人も同等の権利が得られるよう、さまざまな支援を進めていくことが必要となります。

基本理念である『互いに理解し、自分らしく暮らせる共生のまちづくり』に基づき本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、町民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も自らの希望と夢を持っていきいきと個性を発揮し、社会に参加できるまちづくりを目指します。

2 基本目標

基本目標1 保健・医療

保健や医療について安心して生活ができるよう、適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実や障がいの原因となる疾病などの予防の充実を図ります。

基本目標2 教育・社会参加

教育相談体制の充実、個々の障がいや能力に応じた学習指導や切れ目のない支援ができる体制づくりを充実します。また、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、交流活動など参加機会の充実を図ります。

基本目標3 雇用・就業

障がい者が適性と能力に応じて、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、多様な就労機会や場の確保を推進します。

基本目標4 広報・啓発

障がい者への差別や偏見のない共生社会を実現するために、すべての市民が障がい者への理解を深め、心のバリアフリーの実現を推進します。

基本目標5 安心・安全

災害時などにも不安を感じることなく、また悪徳商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、安全に安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標6 生活環境

障がい者が地域社会で積極的に社会・経済活動に参加できるよう、障がい者が外出しやすい環境をつくるため、バリアフリー化を推進します。

基本目標7 差別の解消および権利擁護

障がい者が社会参加をする際に妨げとなることがないように、差別の解消、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護を推進します。

基本目標8 地域生活支援

障がい者が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実、住宅や生活施設の確保、生活安定のための経済的支援などサービスの充実を図ります。

3 計画の体系

[障がい者計画]

基本理念	基本目標	取り組み
互いに理解し、 自分らしく暮らせる共生のまちづくり	基本目標 1 保健・医療	(1) 疾病の予防と早期発見・早期対応
		(2) 療育体制の充実
		(3) 保健・医療環境の充実
		(4) 精神保健・医療の充実
		(5) 難病患者等への支援の充実
	基本目標 2 教育・社会参加	(1) 学校教育の充実
		(2) 交流・ふれあいの場の充実
		(3) 文化活動・スポーツ活動等の充実
		(4) ボランティア活動の支援
	基本目標 3 雇用・就業	(1) 雇用・就労機会の拡充
		(2) 就労支援の推進
	基本目標 4 広報・啓発	(1) 広報活動の充実
		(2) コミュニケーション支援の充実
	基本目標 5 安心・安全	(1) 防災対策の充実
		(2) 防犯対策の充実
		(3) 交通安全対策の充実
	基本目標 6 生活環境	(1) 道路・公共交通機関等の整備
		(2) 住宅環境の整備
		(3) 外出支援の充実
	基本目標 7 差別の解消および権利擁護	(1) 障がいを理由とする差別の解消
		(2) 権利擁護の推進
		(3) 役場の事務等における配慮
	基本目標 8 地域生活支援	(1) 相談体制・情報提供の充実
		(2) 福祉サービスの充実
		(3) 地域生活支援事業の充実
		(4) 地域生活への移行支援の充実

[障がい福祉計画・障がい児福祉計画]

	サービスの種類	具体的なサービス・事業
障がい福祉サービス等	(1) 訪問系サービス	・ 居宅介護（ホームヘルプ） ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障がい者等包括支援
	(2) 日中活動系・訓練・就労系サービス	・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型） ・ 就労継続支援（B型） ・ 就労定着支援★ ・ 療育介護 ・ 短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）
	(3) 居住・施設系サービス	・ 自立生活援助★ ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 施設入所支援
	(4) 相談支援	・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援
地域生活支援事業	(1) 必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤意思疎通支援事業 ⑥日常生活用具給付等事業 ⑦移動支援事業 ⑧地域活動支援センター（Ⅰ型、Ⅲ型）
	(2) 任意事業	①日中一時支援事業
障がい児福祉サービス	(1) 障がい児通所支援	・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援★
	(2) 放課後等デイサービス	・ 放課後等デイサービス
	(3) 保育所等訪問支援	・ 保育所等訪問支援
	(4) 障がい児相談支援	・ 障がい児相談支援（障がい児支援利用援助・継続障がい児支援利用援助）
	(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

★=第5期からの新規

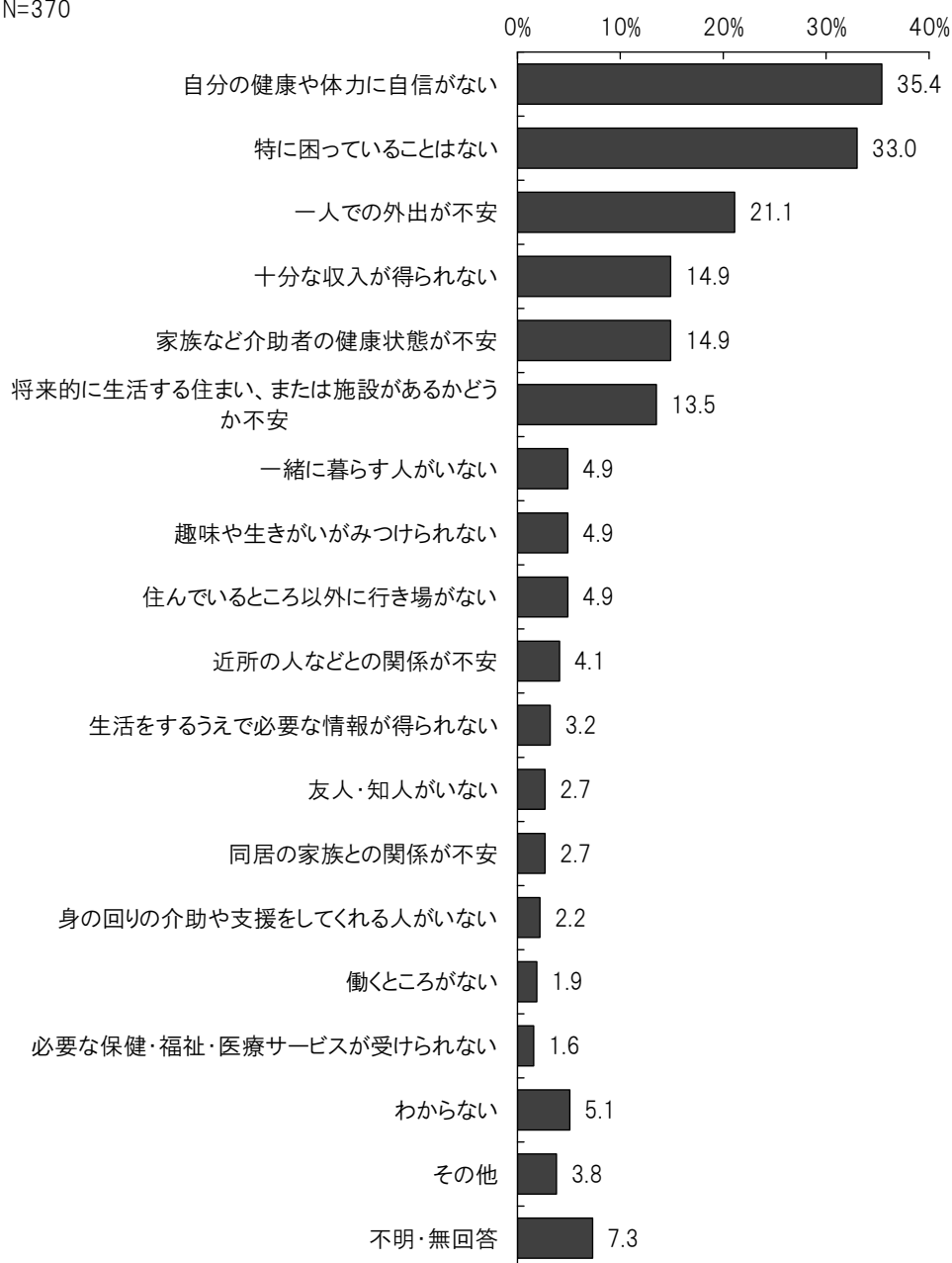
第4章 取り組みの内容（第3期和水町障がい者計画）

基本目標1 保健・医療

【現状と課題】

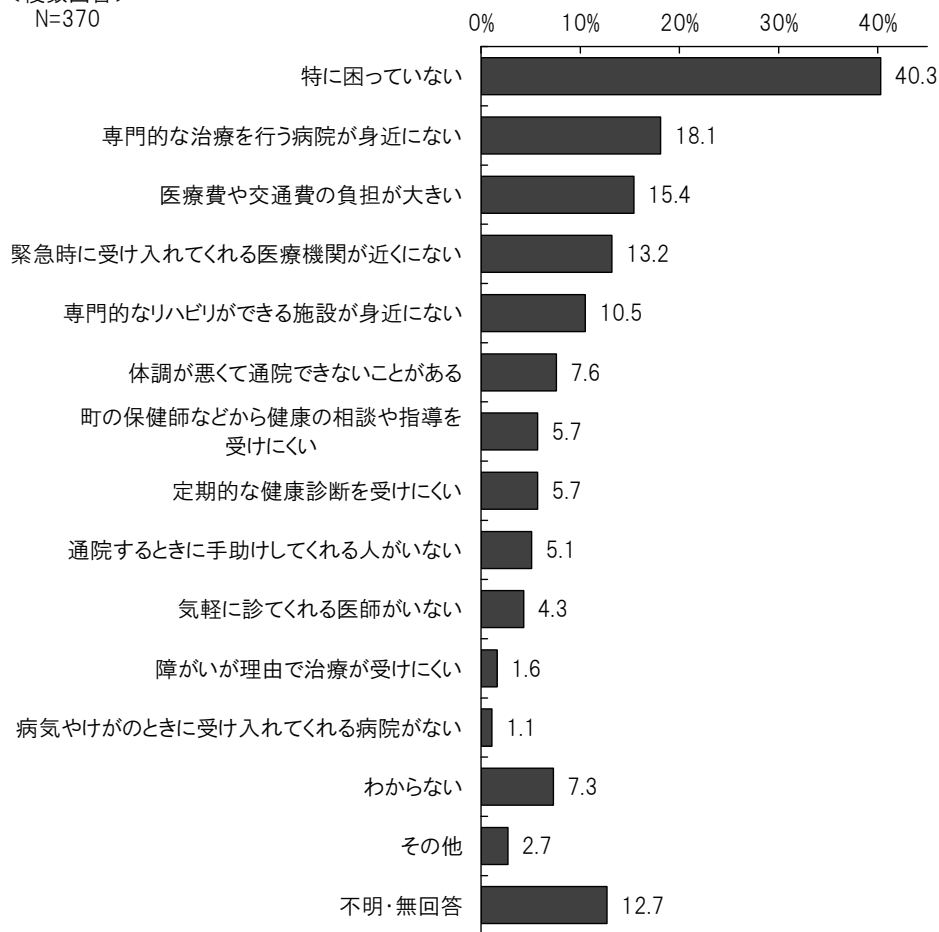
＜現在の生活で困っていることや不安なことについて＞

＜複数回答＞
N=370



<保健や医療について困っていることについて>

<複数回答>
N=370



アンケートから、現在の生活で困っていることや不安なことについて、自分の健康や体力に自信がない人が多くみられました。また、専門的な治療を行う病院が身近にないことから、保健・医療に困っている人も多くみられました。

障がいのある人が保健や医療サービスをきちんと利用でき、安心感を持って和歌山市での生活を続けていくことができるよう支援していきます。今後も健やかに暮らしていくために、関係機関との連携を図り、疾病の予防や療育体制の充実、保健・医療環境の充実、精神保健・医療の充実など健康増進の取り組みを充実することに努めます。

【取り組み】

（１）疾病の予防と早期発見・早期対応

施策名	健康診査等の充実	継続充実
内容	健康診査等を充実し、生活習慣病など障がいにつながる病気の早期発見、早期治療を推進します。また、保健師や栄養士の指導による改善を図ります。	

施策名	健康づくりの推進	継続充実
内容	生活習慣病の予防や、それに伴う障がいの悪化を防ぐ観点から、保健師や栄養士による、対象者にあった健康管理のための食生活の改善提案等、取り組みやすい健康増進に向けた施策の充実を図ります。	

施策名	疾病予防の推進	継続充実
内容	障がいの発生原因となる疾病の知識を町民へ周知し、障がい発生原因の疾病予防を推進します。	

施策名	専門性の向上の推進	継続充実
内容	早期の相談・支援体制において重要な役割を果たしている保健師・相談支援専門員・保育士等の専門職員へ研修の機会を提供し、さらなる専門性の向上を推進します。	

施策名	早期支援につながる支援機関の周知	継続充実
内容	障がい者支援に関する各専門機関と連携を図るとともに、早期支援につながるよう、支援機関の利用について周知します。	

(2) 療育体制の充実

施策名	相談支援体制の充実	継続充実
内容	健康診査等を充実し、乳幼児健康診査の結果、経過観察となった児童に応じた育児支援、保健師等からのアドバイス、保護者の育児不安の軽減のための支援を行い、相談支援体制の充実に努めます。	

施策名	専門機関との連携の強化	継続充実
内容	妊産婦や乳幼児の指導がいきわたるよう、各健診の受診率向上を図るとともに、相談窓口・指導体制を整備し、保健師や栄養士と保健所や療育支援機関等の専門機関と連携を強化します。	

施策名	速やかで適切な療育支援体制の推進	継続充実
内容	早期に障がいに応じた療育を行うことができるよう、乳幼児健診等の充実と関係機関の連携強化に取り組み、速やかで適切な療育支援体制を推進します。	

施策名	情報交換ができる環境づくり	継続
内容	障がい児が適切な療育を受けることができるよう、関係機関との連携強化に努め、障がい児の保護者や家族が情報交換できる環境づくりを推進します。	

(3) 保健・医療環境の充実

施策名	自立支援医療等の医療費の公費負担・助成制度等の周知	継続充実
内容	障がい者が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療機関等と連携しながら、自立支援医療等の医療費の公費負担・助成制度等について周知を図ります。	

施策名	地域の医療機関との連携	新規
内容	障がいのある人の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努め、医療機関に関する情報提供を行います。	

施策名	歯科診療の充実	新規
内容	障がいのある人の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会との連携を推進します。また、障がいのある人の歯科診療の機会を提供するため、歯科医療機関の情報提供を行います。	

(4) 精神保健・医療の充実

施策名	精神障がいの早期受診・早期治療	継続充実
内容	精神保健に関する正しい知識を周知し、保健師が気になる対象者に対して指導し、専門医療機関への早期受診・早期治療につながるよう支援します。	

施策名	継続的な治療や相談の充実	継続充実
内容	保健師、障がい福祉担当、医療機関や地域と連携し、精神障がい者に継続的な治療や相談の充実を図り、病気の軽減や社会復帰を支援します。また、介護者の負担軽減のための体制づくりを推進します。	

(5) 難病患者等への支援の充実

施策名	難病患者等への支援	新規
内容	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行います。また、県との連携により、保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障がい福祉サービスの利用を促進します。	

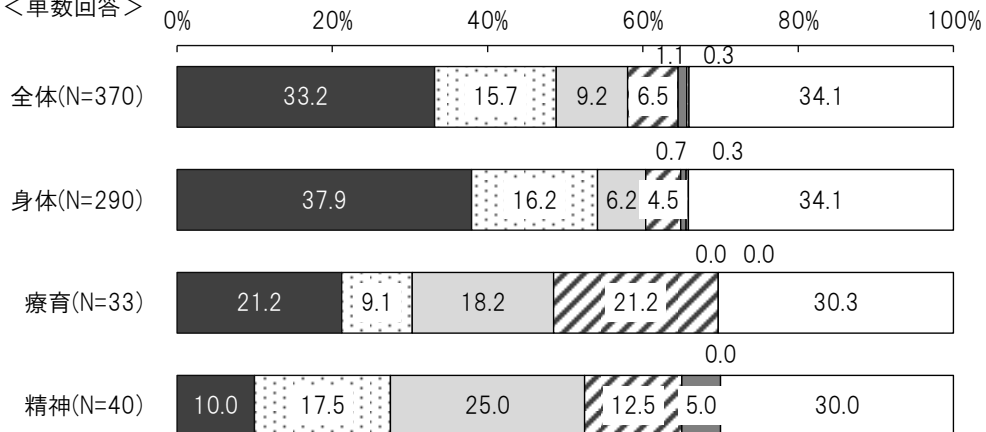
基本目標 2 教育・社会参加

【現状と課題】

＜近所付き合いの状況について＞

【ご本人】

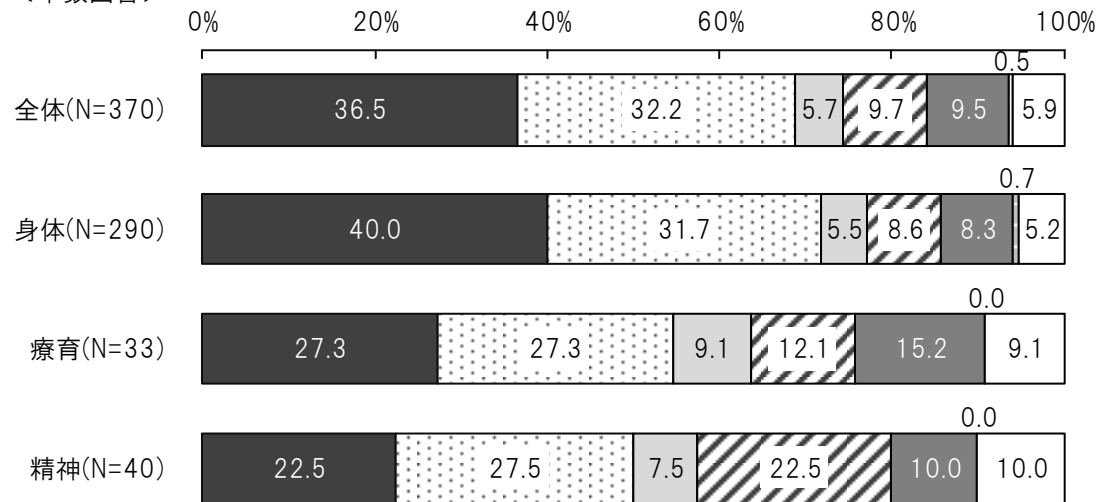
＜単数回答＞



- 親しくおつきあいしているお宅がある
- ▤ たまに立ち話をする程度
- 会えばあいさつするが、それ以上の話はしない
- ▨ つきあいがほとんどない
- わからない
- ▨ その他
- 不明・無回答

<地域の人に支えられているという実感について>

<単数回答>



■ 支えられていると思う

□ どちらかといえば支えられていると思う

■ どちらかといえば支えられていると思わない

■ 支えられているとは思わない

■ わからない

■ その他

□ 不明・無回答

アンケートから、近所付き合いの状況について、全体では親しくお付き合いしているお宅がある人が最も多くなっていますが、障がい種ごとにみるとばらつきがみられます。地域の人に支えられているかという実感についても、全体では支えられていると思っている人が最も多くなっていますが、障がい種ごとにばらつきがみられます。

教育に関しては、ヒアリング調査から一人ひとりの特性に応じた配慮が求められていることがわかりました。

今後も障がいのある人もない人も地域の中で、ともに学び、ともに暮らす共生社会を実現するための取り組みを推進していきます。

【取り組み】

(1) 学校教育の充実

施策名	一人ひとりへの療育、保育、教育の充実	継続充実
内容	一人ひとりの障がいの状態等に応じた療育、保育、教育を行うため、保護者に対して理解と認識を深める働きかけを行います。	

施策名	相談体制の充実	継続充実
内容	定期的な療育相談の実施や関係機関との情報共有を行い、適時・適切な情報提供をしながら相談体制の充実を推進します。	

施策名	発達障がいの早期発見・早期対応	継続充実
内容	定期的に園の見学を行い気になる子どもたちのケース検討を行い、発達障がいの早期発見・早期対応に努め、早期療養ができるよう支援体制の充実に努めます。	

施策名	受け入れ体制、施設整備の充実・改善	継続充実
内容	小・中学校において、保護者と協議しながら、障がい児のスムーズな受け入れや、障がい児が良好な環境で学習できるよう施設整備の充実・改善に努めます。	

施策名	教育・保育機関が一体となった支援体制の構築	継続充実
内容	障がい児の特性に合った教育環境の充実のため、幼保小中連携会議を開催し、支援体制の連携を深め、教育・保育機関が一体となった支援体制の構築に努めます。	

施策名	「個別指導計画」作成の推進	継続充実
内容	進学および進級の際に障がい児等の特性がスムーズに伝えられ、対象児童の可能性がさらに引き出せるよう「個別指導計画」の作成を推進します。	

施策名	障がい児保育の充実	継続
内容	保育所や幼稚園へ障がい児が通うことができるよう、さまざまな環境整備をし、障がい児保育の充実を推進します。	

施策名	障がい児の教育環境の充実	継続充実
内容	障がい児一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実や、就学支援体制の整備等を行い、学校教育における障がい児童の教育環境の充実を推進します。また、障がい児がさまざまな人や環境とふれあうことができる教育環境を構築します。	

施策名	教職員や関係者の資質の向上	継続充実
内容	障がい児教育にかかわる教職員や関係者の研修を充実し、教職員や関係者の資質の向上を推進します。	

（２）交流・ふれあいの場の充実

施策名	保護者同士の情報交換ができる環境づくりの推進	継続充実
内容	障がい児が適切な療育を受けることができるよう、関係機関との連携強化に努め、障がい児の保護者や家族が情報交換をできる環境づくりを推進します。	

施策名	住民との交流の場づくりの支援	継続充実
内容	地域における住民と障がいのある子どもとの交流の機会を設けることを推進し、日常の中で見守りが図れる関係づくりを支援します。	

（３）文化活動・スポーツ活動等の充実

施策名	スポーツ行事への参加の促進	継続充実
内容	スポーツを通じて体力の維持、機能回復の向上を図るため、身体障がい者体育大会・輝き大会・ふれあいピック等、県レベル、地域レベルにおけるスポーツ事業への参加を促進します。	

施策名	文化活動の周知	継続充実
内容	音楽を通して精神障がい者と地域住民との交流を図り、精神障がい者に対する誤解や偏見を是正するため、ハートフルコンサートの開催を広く周知します。	

(4) ボランティア活動の支援

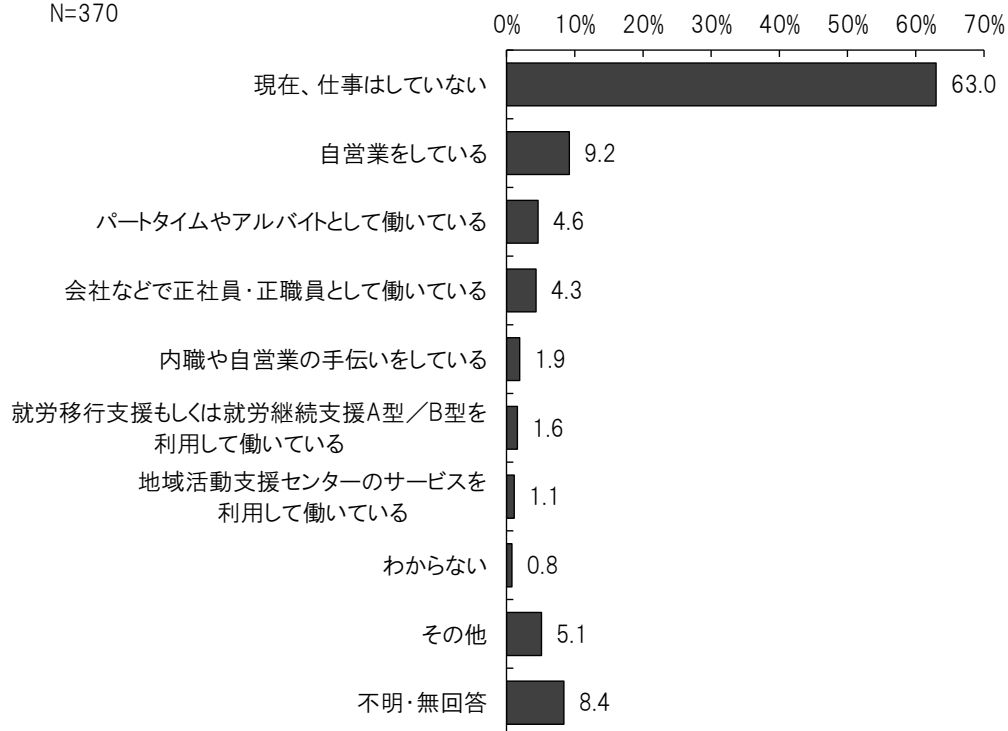
施策名	ボランティア団体等への支援	新規
内容	ボランティア活動は福祉の向上に欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、和水町社会福祉協議会と協力して、ボランティア団体等の育成を図るとともに、その活動を支援します。	

基本目標 3 雇用・就業

【現状と課題】

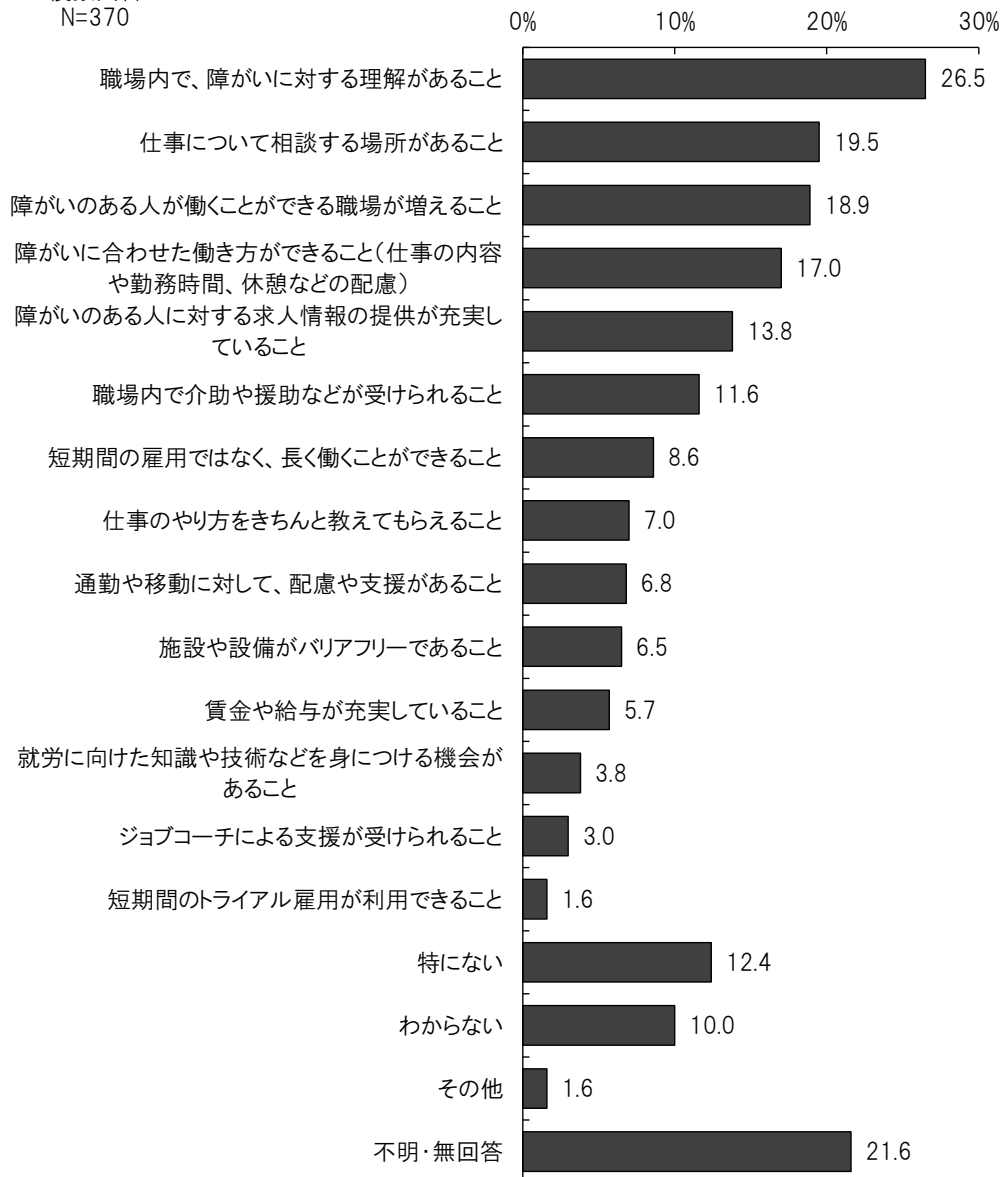
＜現在の仕事について＞

＜単数回答＞
N=370



<働く場合に求める配慮について>

<複数回答>
N=370



アンケートから、現在の仕事について、回答者は高齢者が多いため、現在、仕事はしていない人が半数以上と多くなっています。働く場合に求める配慮については、職場内で、障がいに対する理解があること、仕事について相談する場所があること、障がいのある人が働くことができる職場が増えることなどが求められています。

このことから、有明圏域やハローワークなどと連携を図りながら、雇用の促進や就業の拡大に努めると同時に、障がいに対する配慮を徹底します。

【取り組み】

（１）雇用・就労機会の拡充

施策名	雇用機会の拡大と工賃の向上	継続充実
内容	障がい者の雇用機会の拡大と工賃の向上を図るため、町から障がい者就労施設等への優先的な発注の拡大を推進します。	

施策名	障がい者法定雇用率の遵守	継続充実
内容	地方自治体の障がい者法定雇用率を遵守できるよう、計画的に障がい者の職員採用を行います。	

施策名	公共職業安定所の連携充実	継続充実
内容	障がい者の雇用促進に対する支援と雇用の安定を図るため、相談支援事業所を中心に公共職業安定所の連携充実に努めます。	

施策名	事業所への啓発活動の拡充	新規
内容	障がい者雇用についての理解を促進するため、企業や事業所への啓発に努めるとともに、障がい者雇用に対する各種制度の周知を図ります。また、働きやすい職場環境づくりを促進します。	

（２）就労支援の推進

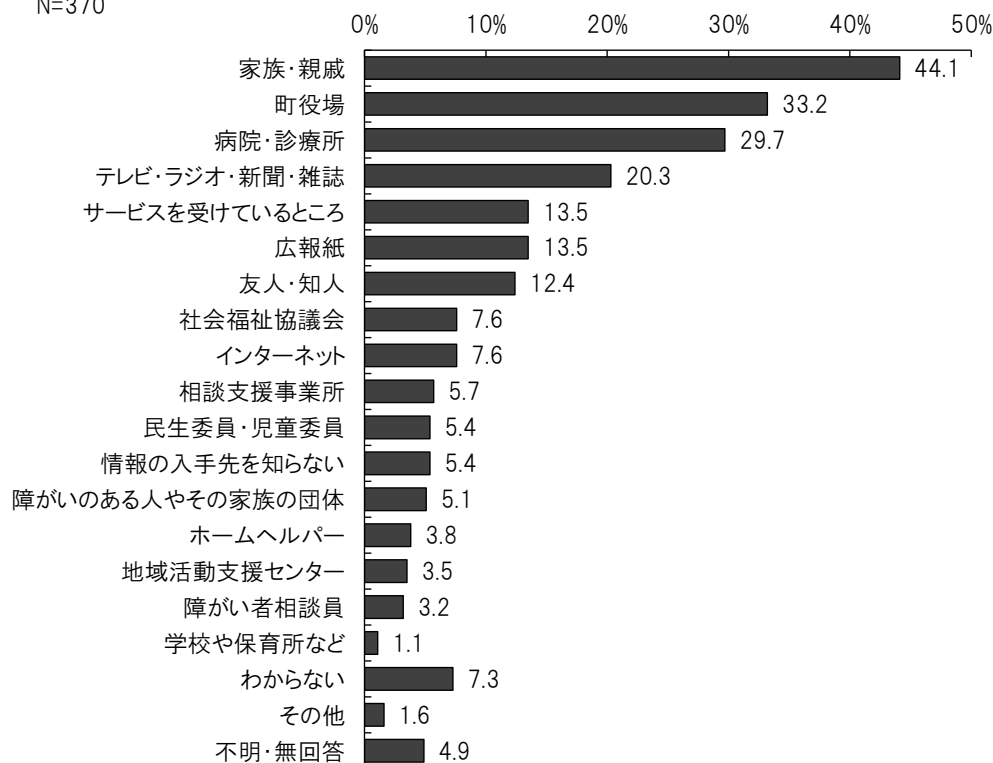
施策名	就業支援の充実	継続充実
内容	就労が困難な障がい者の働く場を確保し、自立を支援するために就業支援の充実を推進します。	

基本目標 4 広報・啓発

【現状と課題】

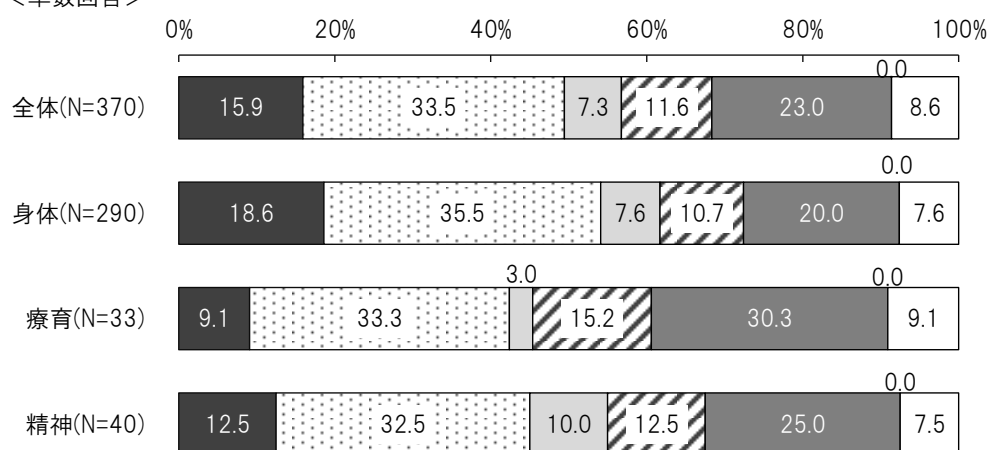
<福祉に関するサービスなど情報の入手先について>

<複数回答>
N=370



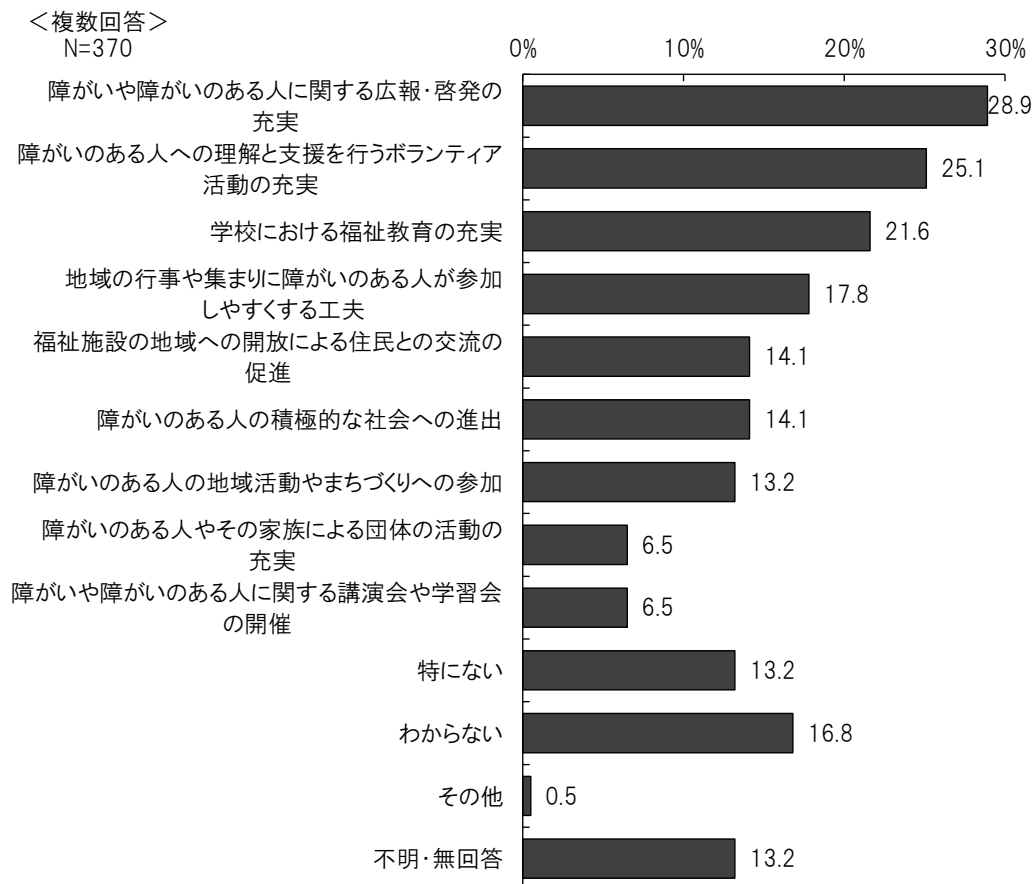
<「障がい」や「障がいのある人」に対する理解について>

<単数回答>



■ 深まってきていると思う	▨ どちらかといえば深まってきていると思う
▤ どちらかといえば深まってきていると思わない	▩ 深まってきているとは思わない
■ わからない	■ その他
□ 不明・無回答	

＜町民の理解を深めるために必要なことについて＞



アンケートから、福祉に関するサービスなど情報の入手先について、家族や親戚から入手している人が多く、広報不足であることがうかがえます。また、町民の理解を深めるために必要なことについて、障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実や障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実が必要だと考えている人が多く、より一層の広報・啓発活動が必要とされています。

このことから、広報活動の充実とコミュニケーション支援の充実に努め、障がいのある人への理解を促進します。

【取り組み】

（１）広報活動の充実

施策名	広報啓発の推進	継続充実
内容	障がいや障がい者への理解を促進するため、広報紙・啓発用パンフレット、ホームページ等を通じた広報啓発を推進します。また、障がい者から直接話を聞く機会や、障がい者との交流、障がい者をより理解するための機会を設け、障がい者に対する差別や偏見をなくすための啓発活動を推進します。	
施策名	正しい知識の普及と理解促進	継続充実
内容	町民の理解が必要と思われる障がい（発達障がいや高次脳機能障がい等）や精神障がい等について、障がいに対する正しい知識の普及と理解促進に努めます。	
施策名	啓発講座や講演会の周知と内容の充実	継続充実
内容	すべての町民に対し障がいの理解・認識を深めるため、障がい者やその家族の体験を伝える啓発講座や講演会の開催等、福祉教育の機会を設け周知を図るとともに、内容の充実に努めます。	
施策名	各種団体活動の広報の充実	継続充実
内容	障がい者団体、福祉団体等が行う活動等の広報・周知を行います。	

(2) コミュニケーション支援の充実

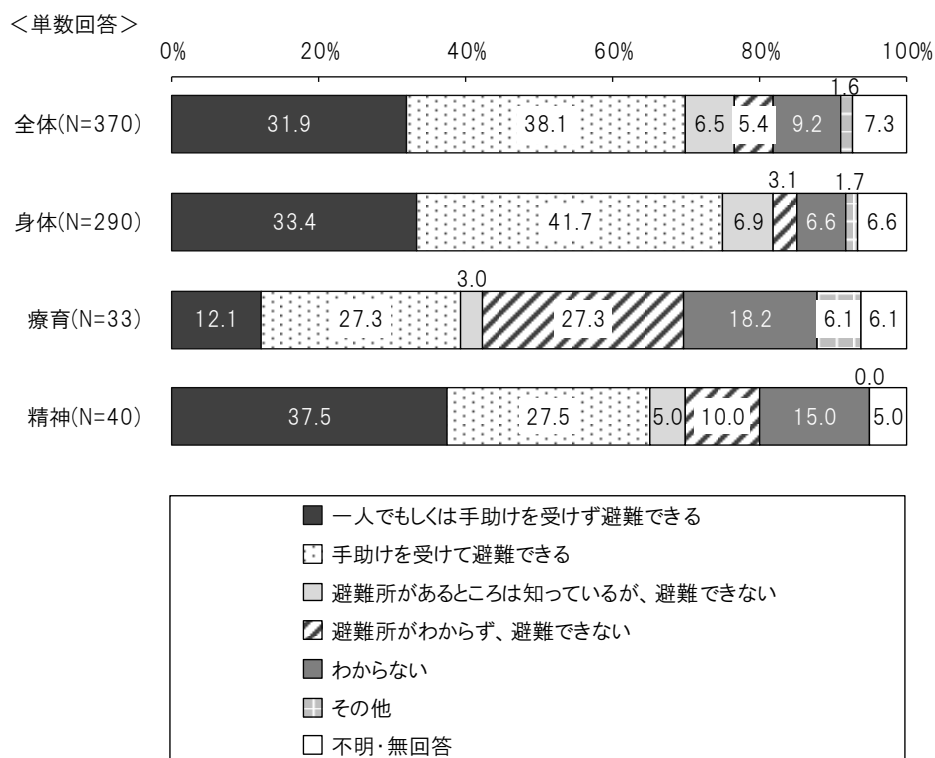
施策名	コミュニケーション支援の検討	継続充実
内容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等のコミュニケーション支援のため、相談窓口への手話通訳者設置の検討を行います。また、外部への派遣については、地域支援事業を活用します。	

施策名	コミュニケーション支援のボランティア育成の推進	継続充実
内容	手話通訳や要約筆記を行うボランティア（奉仕員）を育成するため、研修講座を開催するとともに、育成したボランティアの活動支援に対する取り組みを推進します。	

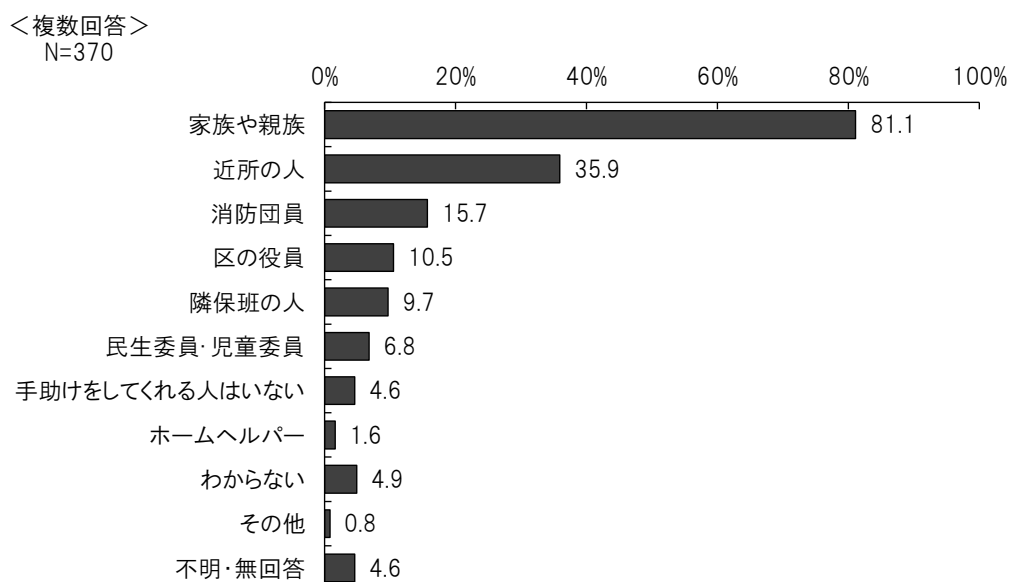
基本目標 5 安心・安全

【現状と課題】

＜避難所への避難状況について＞

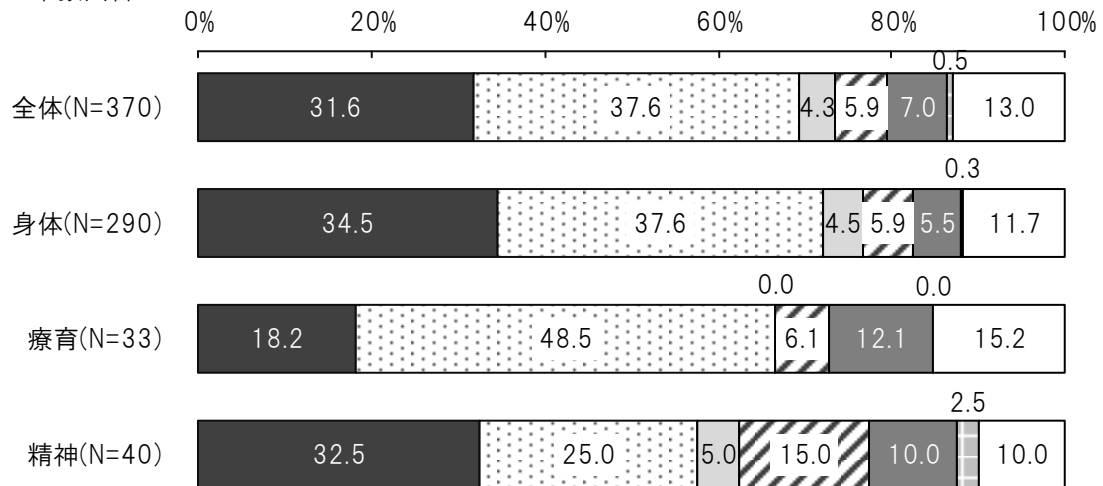


＜避難時の手助けの状況について＞



<消費者被害にあった経験について>

<単数回答>



- 被害にあったことはないし、心配もしていない
- 被害にあったことはないが、これからは心配だと思う
- 被害にあったことがあるが、これからは大丈夫だと思う
- ▨ 被害にあったことがあるし、これからも心配だと思う
- わからない
- ▨ その他
- 不明・無回答

避難所への避難状況について、手助けを受けて避難できる人が最も多く、災害時の手助けが重要であることがわかります。消費者被害にあった経験について、被害にあったことはないが、これからは心配だと思っている人が多く、防犯対策の支援も重要であることがわかります。

今後も災害対策、防犯にかかわらず、障がいのある人の多くが身を守ることへの不安を抱いていることから、地域の協力体制の整備や情報提供の充実に努めます。

【取り組み】

（１）防災対策の充実

施策名	自主防災活動の強化	継続充実
内容	災害時における避難活動をはじめ、安全で住み良い、災害に強いまちにするため、自治会や消防団組織等と連携して、地域住民を主体とした自主防災活動の強化を図ります。また、校区ごとに年１回防災訓練を実施して、防災意識を高めます。	

施策名	地域住民を中心とした支援体制の構築	継続充実
内容	「和水町災害時要援護者支援事業」等を活用し、ひとり暮らしの障がい者や災害時に支援が必要な障がい者の安全・安否確認を行うとともに、さまざまな障がいの特性に配慮した災害・防災情報の伝達ができるよう、地域との連携を強化し、地域住民を中心とした支援体制の構築を推進します。	

施策名	障がい者の避難場所の確保	継続充実
内容	地域の障がい者関連施設等と連携して、災害発生時の障がい者の避難場所の確保に努めます。また、避難場所での合理的配慮に努めます。	

（２）防犯対策の充実

施策名	悪徳商法等の被害予防	新規
内容	障がいのある人が振り込め詐欺などの街頭犯罪や悪徳商法などの消費者被害にあわないよう、警察などと連携しながら防犯対策の強化を図るとともに、出前講座を開催しながら、地域における防犯活動の充実に努めます。	

（３）交通安全対策の充実

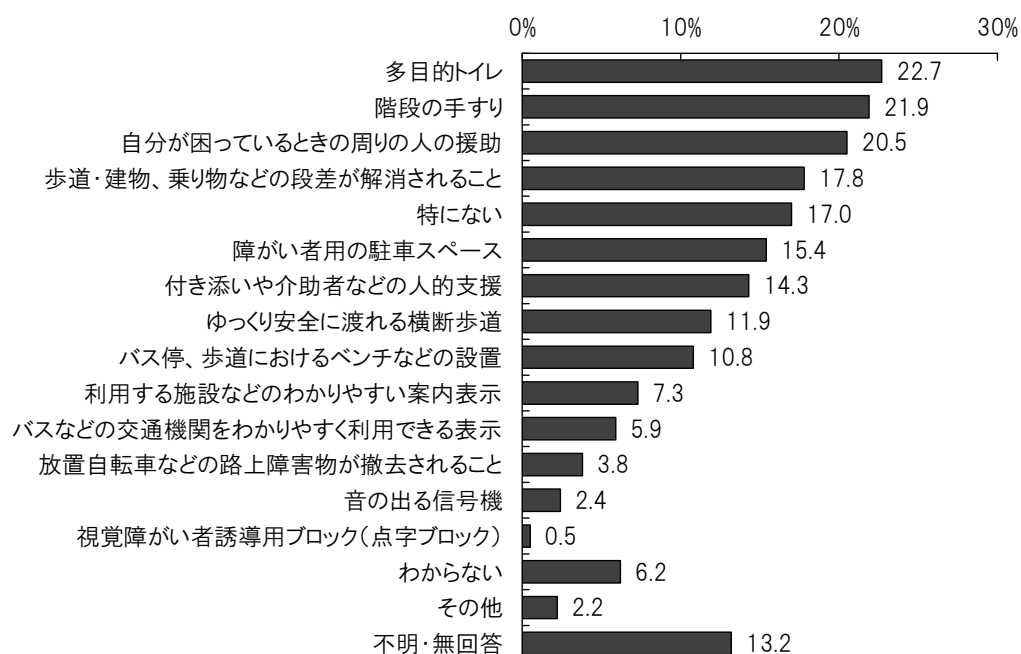
施策名	交通安全施策の充実	新規
内容	障がいのある人が交通事故などにあうことがないよう、交通安全施策を推進するとともに、交通安全運動を実施し、交通安全の確保に努めます。	

基本目標 6 生活環境

【現状と課題】

＜外出時、充実してほしいこと＞

＜複数回答＞
N=370



アンケートから、外出時、充実してほしいことについて、多目的トイレや階段の手すり、歩道・建物、乗り物などの段差が解消されることなど、ハード面に関する要望が多くなっています。

今後も道路、交通機関、移動手段、住宅等障がいのある人が住みやすい生活環境の整備に努めます。

【取り組み】

（１）道路・公共交通機関等の整備

施策名	バリアフリーによる障がい者にやさしいまちづくりの推進	継続
内容	公共施設、道路、公園などにおけるバリアフリー化を進め、障がい者にやさしいまちづくりを推進します。	

施策名	歩行空間の整備	継続
内容	幅の広い歩道、段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設など、利便性や安全性に配慮した歩行空間の整備を推進します。	

施策名	施設整備・改善の推進	継続
内容	公共施設の改修、改築の際は、自動ドアやスロープの設置、車いす使用者用駐車スペース、車いす使用者用トイレ等をはじめ、すべての人が利用しやすい施設整備を推進するとともに、既存施設の整備・改善に努めます。	

（２）住宅環境の整備

施策名	住宅環境の整備	継続
内容	町営住宅の建替え・改修において、障がい者を含むすべての人が暮らしやすい環境に配慮した整備に努めます。	

施策名	「住宅改修・改造助成制度」の充実と周知	継続
内容	障がい者の自立した生活の維持・促進、介護者の負担の軽減を図るため、「住宅改修・改造助成制度」の充実と周知を推進します。	

（３）外出支援の充実

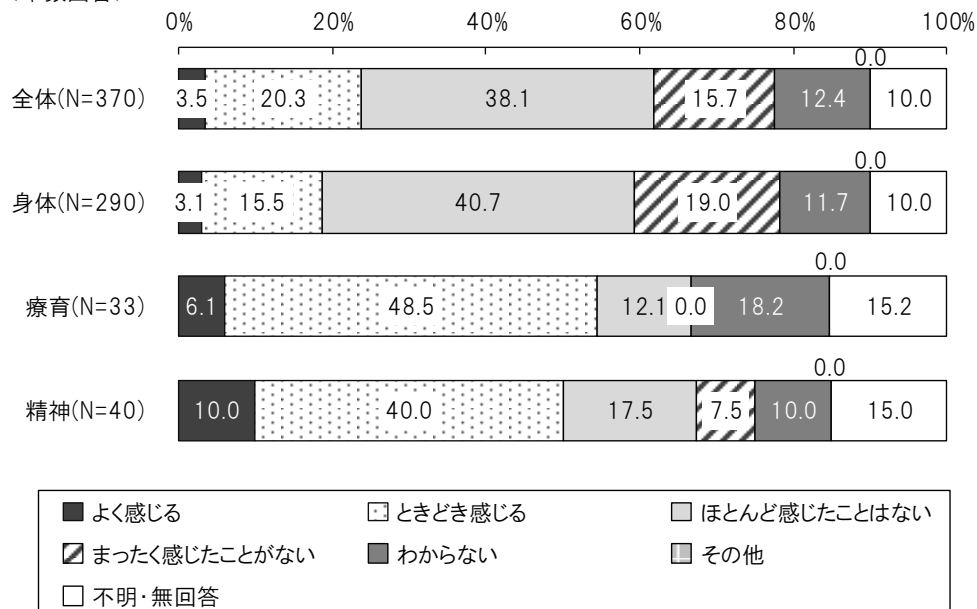
施策名	和水町おでかけ交通「あいのりくん」の展開・推進	継続充実
内容	公共交通空白地域等に居住する障がいを持つ人等の、快適で安全な移動を確保するために、和水町おでかけ交通「あいのりくん」（予約型乗合タクシー）を展開・推進します。	

基本目標 7 差別の解消および権利擁護

【現状と課題】

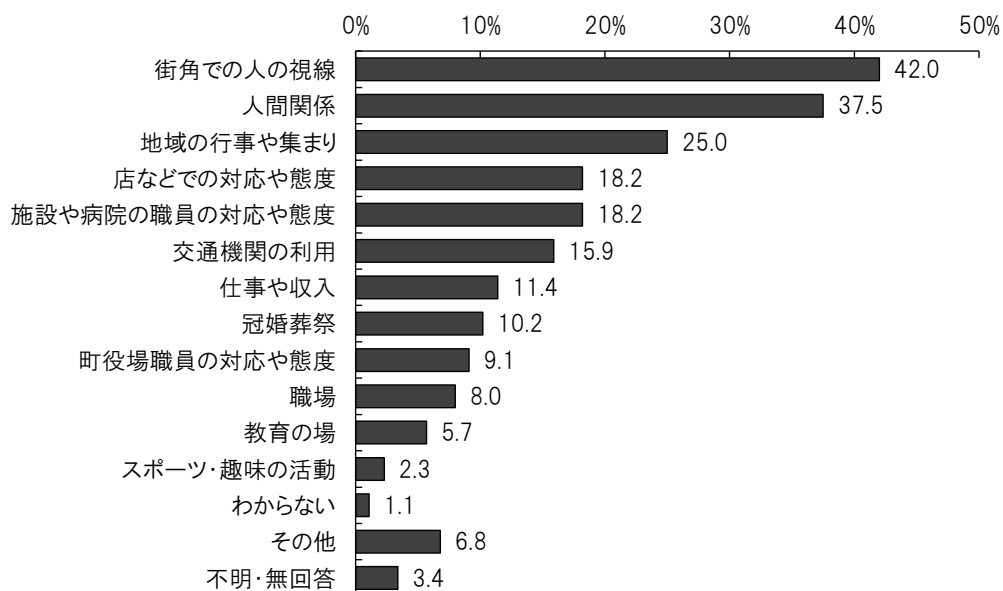
＜日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかについて＞

＜単数回答＞

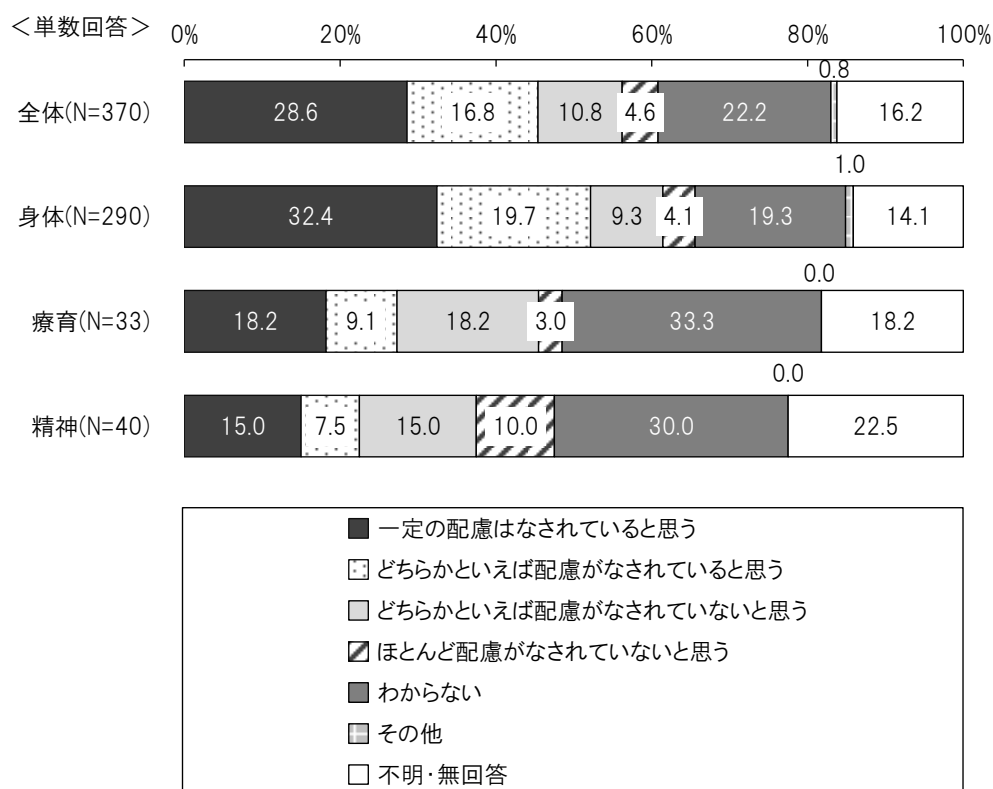


＜日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感がある場面について＞

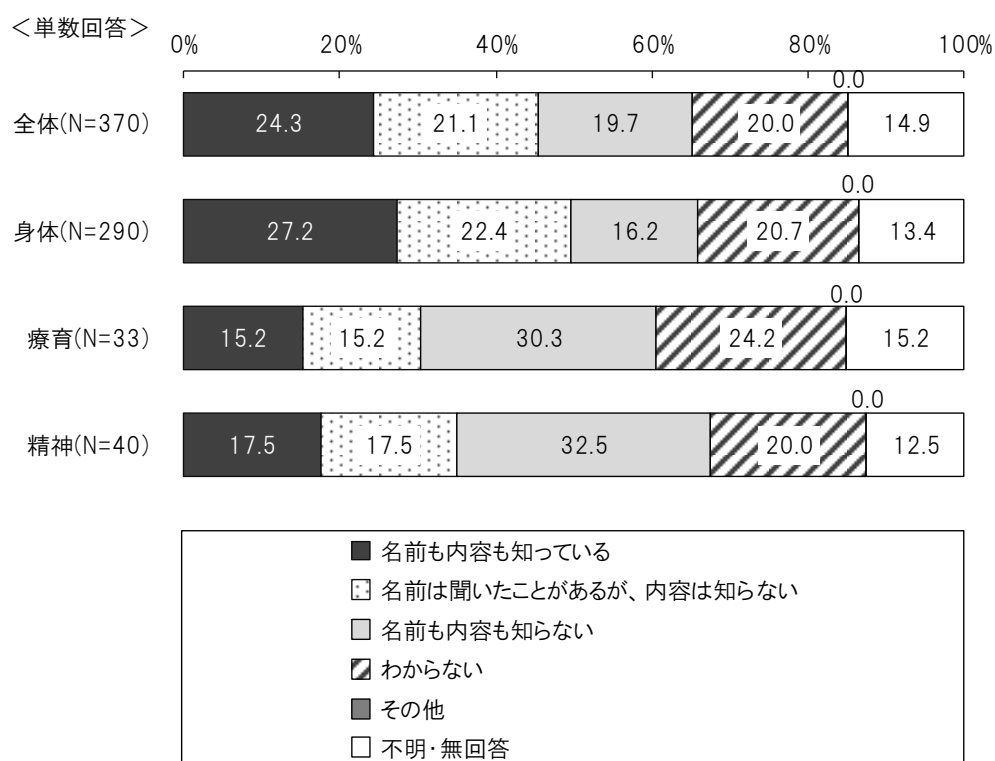
＜複数回答＞
N=88



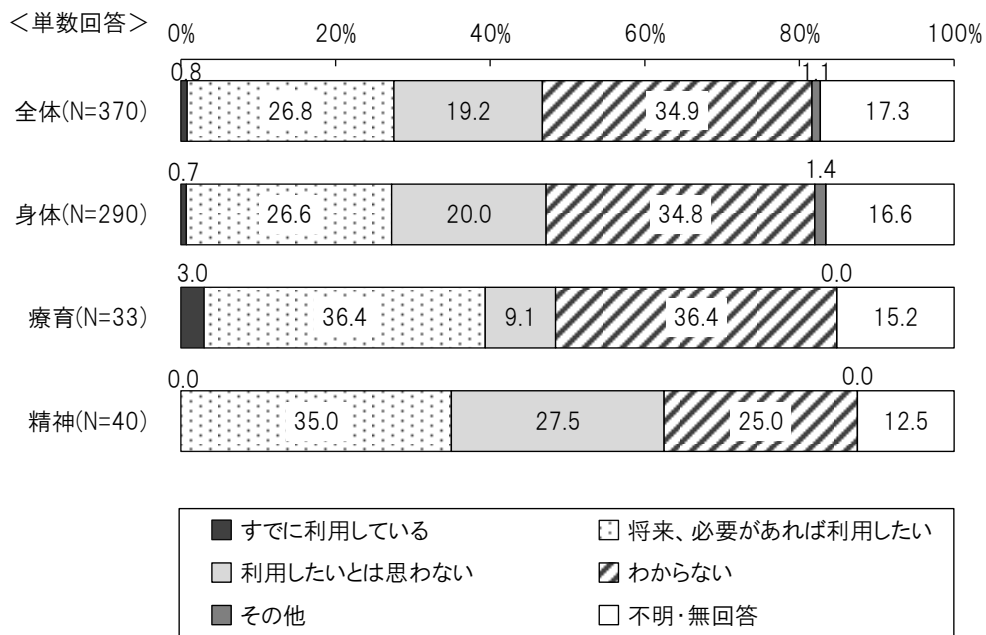
<日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされているかについて>



<成年後見制度の認知について>



<成年後見制度の利用意向について>



これまでより、障がいに対する理解が進んでいますが、障がいのある人が地域の中で安心して暮らせるように、障がいへの理解をより一層深め、差別などの解消を推進していく必要があります。

アンケートから、差別や偏見、疎外感を感じている人も多く見受けられ、街角での人の視線、人間関係、地域の行事や集まりの場面で差別や偏見を感じる人が多くなっています。また、成年後見制度の認知度は、知らない人も多く見受けられるので、利用意向も低い状況です。

今後も、障がいのある人の人権を確保し、成年後見制度などによる支援や障がい者の虐待防止に努めます。

【取り組み】

（１）障がい者を理由とする差別の解消

施策名	虐待防止の推進	継続充実
内容	和水町障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談および通報を受けつけ、必要な対応を取るとともに、熊本県障がい者権利擁護センターとの連携を強化し、障がい者の虐待防止に努めます。	

（２）権利擁護の推進

施策名	障がい者の権利擁護の推進	継続充実
内容	虐待の防止・早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援、サービス事業所への指導等、障がい者の権利擁護を推進します。	

施策名	権利擁護関連制度の周知・利用促進	継続充実
内容	判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者の財産等を守る「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」等の権利擁護関連制度について、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、周知と利用促進に努めます。	

施策名	成年後見制度の利用者への適切な支援	継続充実
内容	「成年後見制度利用支援事業」として、対象となる障がい者が成年後見制度を利用する際、適切な支援を行います。	

（３）役場の事務等における配慮

施策名	行政サービスにおける配慮	新規
内容	役場職員に対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。また、行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した対応を行います。	

施策名	選挙での投票環境における配慮	新規
内容	投票所での段差の解消など、投票環境の向上に努めます。	

基本目標 8 地域生活支援

【現状と課題】

＜障がい福祉サービスの利用について＞

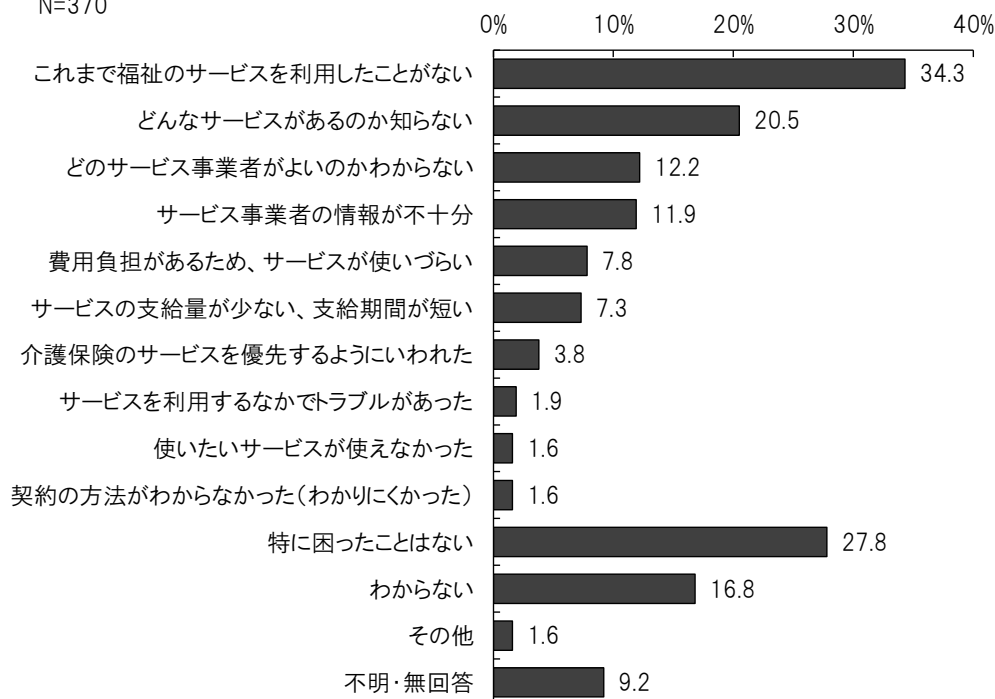
＜単数回答＞



- 現在、障がい福祉サービスもしくは通所サービスを利用していない
- 現在、障がい福祉サービスもしくは通所サービスを利用している
- 障がい福祉サービスを利用しているかどうかわからない
- ▨ その他
- 不明・無回答

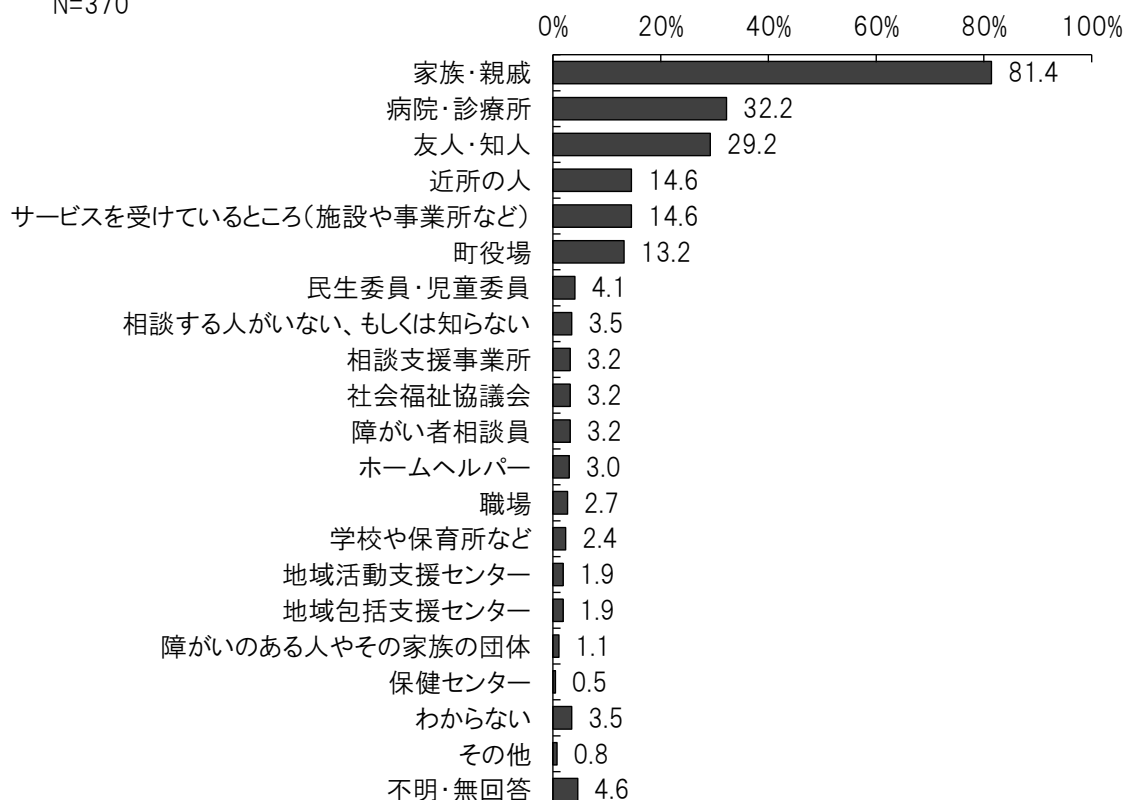
＜福祉サービスを利用するときの困りごとについて＞

＜複数回答＞
N=370



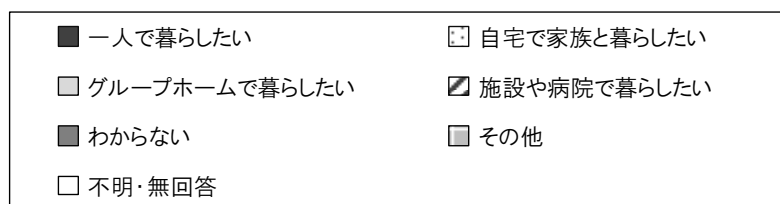
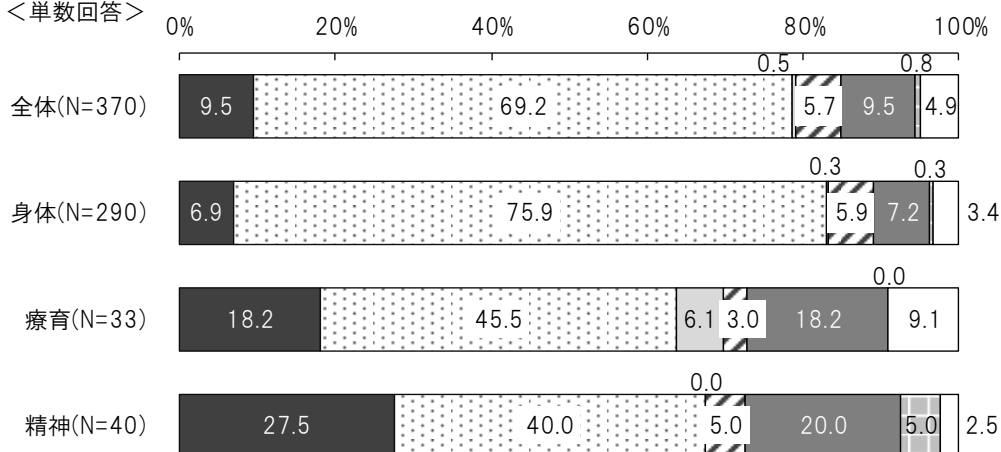
<悩みや困ったことを相談するところについて>

<複数回答>
N=370



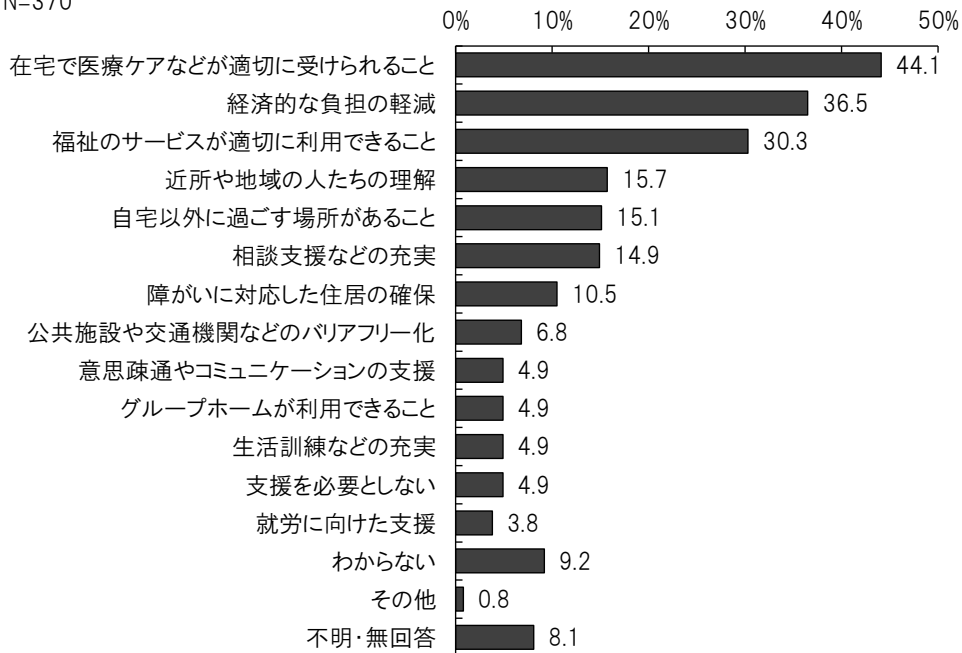
<今後の暮らし方の希望について>

<単数回答>



<地域生活において求められる支援について>

<複数回答>
N=370



アンケートから、障がい福祉サービスの利用について、現在、障がい福祉サービスもしくは通所サービスを利用していない人が多くみられました。悩みや困ったことを相談するところについては、家族・親戚が最も多いことから、相談を受けた家族などでは解決できない困難事例を相談できる相談先の確保が必要です。今後の暮らし方の希望については、自宅で家族と暮らしたいという人が最も多くなっていますが、自宅で生活が困難になった場合の住む場所の確保も検討が必要です。

【取り組み】

（１）相談体制・情報提供の充実

施策名	3 障がいそれぞれに対応した相談体制	継続充実
内容	障がい者やその家族に対する相談体制の充実を図るため、3 障がい（知的・身体・精神）それぞれに対応した相談体制を支援事業所や障がい者相談員と連携して充実します。	

施策名	発達相談支援の充実	継続充実
内容	発達障害者（児）に対する相談支援の充実に努めるとともに、療育手帳の取得が難しい発達障害者（児）が、必要な障がい福祉サービス等を利用できるよう相談支援事業所と連携し、個別に検討していきます。	

施策名	障がい者相談員の資質向上の推進	継続充実
内容	障がい者相談員の資質向上を図るため、県などが開催する各種研修や講習会への参加を促し、専門性の高い相談員育成を推進します。	

施策名	民生委員・児童委員の資質向上	継続充実
内容	民生委員・児童委員が、障がい者の身近な相談相手としての役割が担えるよう、県などが開催する各種研修等への参加を促し、資質向上を図ります。	

施策名	相談支援事業の充実	継続充実
内容	相談支援事業所等と連携し、障がい者の相談指導や情報提供、サービス利用計画の作成などを行う相談支援事業の充実を図ります。	

施策名	関係機関との連携の強化	継続充実
内容	「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を通じ、地域におけるさまざまな関係機関との連携を強化し、資質の向上を目指し、相談支援体制等の充実に努めます。	

施策名	情報提供の充実	新規
内容	障がい者制度の改正等、国の動向を踏まえながら、障がいのある人やその家族などが必要とする情報を的確に提供するため、広報紙、ホームページなど福祉情報の内容を充実します。また、色使いや音声化など障がい種別に配慮した情報伝達方法を工夫します。	

（２）福祉サービスの充実

施策名	障がい福祉サービス提供体制の充実	継続充実
内容	障がい者が状況に応じて自立した生活ができるように支援するとともに、家族の負担が軽減できるよう、障がい福祉サービスの周知に努め、サービスの提供体制の充実を相談支援事業所等とも連携して推進します。	

（３）地域生活支援事業の充実

施策名	有明圏域内での連携の推進	新規
内容	障がいのある人などの地域生活を支援するために、有明圏域内での地域の課題を共有し、解決に向けて「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」等との連携を推進します。	

（４）地域生活への移行支援の充実

施策名	本人の意向にあった地域生活支援	継続充実
内容	障がい者が、本人の意向による地域での生活を送ることができるよう、相談支援事業所と連携し地域生活への移行に向けた支援の推進や、地域生活をしている障がい者が継続して安心した生活ができるような支援を推進します。	

第 5 章 取り組みの内容

（第 5 期和水町障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画）

1 第 5 期障がい福祉計画における成果目標

（１）施設入所者の地域生活移行者数

国の 基本指針	●地域移行者数：平成 28 年度末施設入所者の<u>9 %以上</u> ●施設入所者数：平成 28 年度末の<u>2 %以上削減</u>
------------	---

指標	平成 28 年度 施設入所者数	平成 32 年度 (2020) 目標値
施設入所者の地域生活への移行者数（人）	26	3
施設入所者数（人）		25

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置
------------	----------------------------------

指標	目標設定の考え方	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 (2020) 目標値
協議の場の設置（有・無）	有明圏域 2 市 4 町で検討	無	有

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	●各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備
------------	------------------------

指標	目標設定の考え方	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 (2020) 目標値
地域生活支援拠点※等 箇所数（箇所）	有明圏域 2 市 4 町で検討（面的 整備をしていく方針）	0	1

※地域生活支援拠点とは・・・

障がいを持つ人が、住み慣れた地域の中で生涯にわたり安心して暮らしていけるように、訪問介護や訪問看護などを組み合わせたサービスを行い、地域生活支援の拠点とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	●一般就労への移行者数：平成 28 年度の <u>1.5 倍</u> ●就労移行支援事業利用者：平成 28 年度の <u>2 割増</u> ●就労定着支援 1 年後の就労定着率：<u>80%以上</u>
------------	---

指標	平成 28 年度 実績値	平成 32 年度 (2020) 目標値
福祉施設から一般就労への移行者数（人）	0	1
就労移行支援事業の利用者数（人）	1	2
就労定着支援事業利用者の職場定着率（%）		0 (平成 31 年度)

2 障がい福祉サービス等の充実

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助などを行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する人のうち、四肢麻痺などのために介護の必要性が特に高いと認められた人に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活介護などのサービスを包括的に提供します。

② 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
居宅介護等	時間	164	164	182	207	236	265
	人	15	14	17	19	22	25
(居宅介護)	時間	157	155	169	192	216	240
	人	13	12	14	16	18	20
(重度訪問介護)	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(同行援護)	時間	7	9	13	15	20	25
	人	2	2	3	3	4	5
(行動援護)	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(重度障がい者等包括支援)	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

③見込量確保の方策および今後の方向性

訪問系サービスは地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障がいのある人のニーズに応じたサービスの提供が求められます。今後も居宅介護と同行援護のサービス利用者数は増加していくと見込んでおり、サービス量の確保を図っていきます。

障がいのある人が地域で安心して暮らすために、障がい種別にかかわらず障がい特性に応じた対応ができるよう、ホームヘルパーの養成や資質の向上とともにサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 日中活動系・訓練・就労系サービス

①サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間に障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者または難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なりハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行います。
就労継続支援(A 型)	一般就労が困難な 65 歳未満の障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援(B 型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護および日常生活上の世話をします。
短期入所(ショートステイ) (福祉型・医療型)	介護者の病気や家族の休養などのため、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。なお、福祉型とは障がい者支援施設等におけるものであり、医療型とは病院、診療所、介護老人保健施設におけるものです。

②第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 見込み	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
生活介護	人日	859	893	942	1,120	1,260	1,400
	人	47	47	50	56	63	70
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	22	16	24	40	40	40
	人	1	1	2	2	2	2
就労移行支援	人日	41	22	0	40	40	40
	人	3	1	0	2	2	2
就労継続支援（A型）	人日	304	327	323	460	520	600
	人	23	20	20	23	26	30
就労継続支援（B型）	人日	265	277	317	500	640	800
	人	16	19	18	25	32	40
就労定着支援★	人				0	0	1
療養介護	人	2	2	2	2	2	2
短期入所（福祉型）	人日	28	33	24	32	36	40
	人	9	9	6	8	9	10
短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

③見込量確保の方策および今後の方向性

障がいのある人の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行います。

生活介護サービスについては、従来より多くのニーズがあったことに加え、今後も高齢者等の移行先としての利用増も見込まれるため、受け皿の確保に取り組んでいきます。

就労系サービスについても、平成30年度より開始される就労定着支援をはじめとして、障がいのある人の社会参加を支援するサービスを充実させるために、就労支援サービス提供事業所の確保を進めていきます。短期入所（ショートステイ）はニーズがあり、今後も一定量が見込まれます。受け入れ体制の充実に向けて、事業者間の連携を図る中で、受け入れ枠の拡充に努めます。

これらのサービスの確保のため、有明圏域において必要な施策を検討するとともに、国や県に対しても支援体制の充実などを求めています。

(3) 居住・施設系サービス

①サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。

②第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 見込み	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
自立生活援助★	人				0	0	1
共同生活援助	人	20	22	21	22	23	24
施設入所支援	人	25	26	26	26	26	25

③見込量確保の方策および今後の方向性

障がいのある人の親の高齢化等により、知的障がいのある人や精神障がいのある人の将来的なグループホーム利用意向は高くなる傾向があります。

今後、個別支援が必要な重度障がいのある人などに対応できるグループホームの整備について、有明圏域にて課題共有し、整備の検討を進めます。

施設入所支援については、利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めるとともに、地域生活への移行を促進する取り組みを進めます。

平成30年度より新規に設置されるサービスである自立生活援助については、地域において単身で暮らしたいという利用者のニーズに対応するためにも、まずはサービスを提供する事業者の確保に努めていきます。

(4) 相談支援

①サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者および入院中の精神障がいのある人に対して、定期的な面接や退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。

②第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
計画相談支援	人	16	15	16	16	17	18
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

③見込量確保の方策および今後の方向性

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画はサービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会と連携して研修を実施します。

精神科病院等から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行などを行う「地域移行支援」と、ひとり暮らしの障がいのある人に対する地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などを行う「地域定着支援」を活用できるよう方策の検討を進めるとともに広報・周知に努めます。

3 地域生活支援事業の充実

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会障壁」をなくすため、障がい者への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。また、障害者差別解消法などの法律や、制度に関する周知をするとともに、「ヘルプカード」の普及などを通して、障がいに対する理解に向けた取り組みを推進します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者団体等に対しては、活動にあたっての補助金を支給するなどし、障がい者やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを引き続き支援します。

③相談支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
相談支援事業	障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。

II. 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3

III. 見込量確保の方策および今後の方向性

障がいのある人の立場に立った相談支援を充実するため、支援者の資質の向上に努めます。各種相談機関の有する情報やノウハウの共有化を図り、障がいのある人の地域生活を支援する観点から、地域包括支援センターや発達支援センター等との連携を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障がいのある人の権利擁護を図ります。

II. 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	0	0	1

III. 見込量確保の方策および今後の方向性

これまでサービスの利用はありませんでしたが、今後も障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、社会福祉協議会における日常生活自立支援事業との連携も図りつつ、成年後見制度の周知および利用の支援を行います。

⑤意思疎通支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障がい、聴覚障がい者の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得を目指します。

Ⅱ. 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 見込み	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	人	3	3	4	4	4	5
手話奉仕員養成研 修事業	人	0	0	0	1	1	1

Ⅲ. 見込量確保の方策および今後の方向性

玉名市、玉東町、南関町と共同の手話奉仕員養成講座を推進します。日常会話に必要な技術の習得のため、講座は連続講座とし、内容の充実を図ります。

⑥日常生活用具給付等事業

I. 事業の内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、そのほかの障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人および介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具および衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

II. 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
介護・訓練支援用具	件	0	3	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	6	5	0	6	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	2	1	3	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	2	2	5	4	3
排泄管理支援用具	件	327	339	352	360	360	360
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	2	1	1	1	1

III. 見込量確保の方策および今後の方向性

耐用年数経過での支給も含んでいるため、一概に見込みが年々増加するとは言えないものの、障がい者の高齢化が進む中で、必要な人にサービスの提供ができるよう支援を行っていきます。

⑦移動支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等の外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

II. 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
移動支援事業	時間	26	30	35	45	60	75
	人	4	2	3	3	4	5

III. 見込量確保の方策および今後の方向性

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、また、利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることから、障がいのある人一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できる受皿確保に努めます。また、障がいの特性に合わせたグループ支援の検討を進めます。

⑧地域活動支援センター（Ⅰ型、Ⅲ型）

Ⅰ．事業の内容

事業名	内容
地域活動支援センター （Ⅰ型・Ⅲ型）	地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を基礎的事業として実施し、Ⅰ型、Ⅲ型の事業形態を実施していきます。

Ⅱ．第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月あたりの延べ人数

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
地域活動支援センター （Ⅰ型）	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	10	12	13	14	15	16
地域活動支援センター （Ⅲ型）	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	2	1	2	2	2	2

Ⅲ．見込量確保の方策および今後の方向性

地域活動支援センター（Ⅰ型）については、有明圏域（荒尾市、玉名市、玉東町、長洲町、和水町、南関町）の広域事業として、「地域生活支援センターふれあい」に事業委託する中で引き続き同事業を実施していきます。

また、地域活動支援センター（Ⅲ型）については、「玉名きぼうの家 地域活動支援センター」に事業委託する中で引き続き同事業を実施していきます。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援および障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、事業を実施していきます。

II. 第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※登録者数

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
日中一時支援事業	人	10	17	23	25	26	27

III. 見込量確保の方策および今後の方向性

障がいのある人や障がいのある児童の家族等からのニーズも高く、毎年度、利用実績の増加が見られることから、今後も利用者は増加していくと見込んでいるため、事業者の確保を進めていきます。なお、障がいのある児童の当事業の利用にあたっては、放課後等デイサービスとの調整を図りつつ、日中の活動の場の充実を図ります。

4 第1期障がい児福祉計画における成果目標

障がい児
福祉計画

(1) 児童発達支援センターの設置

国の 基本指針	●各市町村に少なくとも1箇所以上設置
------------	--------------------

指標	目標設定の考え方	平成28年度 設置数	平成32年度 (2020) 目標値
児童発達支援センターの 設置	有明圏域での設置	1	1

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の 基本指針	●すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
------------	----------------------------------

指標	目標設定の考え方	平成28年度 構築	平成32年度 (2020) 目標値
保育所等訪問支援を利用で きる体制の構築	町単位での設置	有	有

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後デイサービス事業所の確保

国の 基本指針	●各市町村に少なくとも1箇所以上確保
------------	--------------------

指標	目標設定の考え方	平成28年度 設置数	平成32年度 (2020) 目標値
重症心身障害児対応の児童 発達支援事業所の設置	有明圏域での設置	0	1
重症心身障害児対応の放課 後デイ事業所の設置	有明圏域での設置	0	1

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

障がい児
福祉計画

国の 基本指針	●各都道府県、各圏域及び各市町村において、連携を図るための協議の場を設ける
------------	---------------------------------------

指標	目標設定の考え方	平成 28 年度 設置数	平成 32 年度 (2020) 目標値
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	町単独での設置が困難である ため有明圏域	0	有明圏域に 1 箇所

5 障がいのある児童を対象としたサービスの充実

(1) 障がい児通所支援

①サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

②第1期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
児童発達支援	人日	57	32	46	50	60	70
	人	10	10	10	10	12	14
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援★	人日				0	0	1
	人				0	0	1

③見込量確保の方策および今後の方向性

児童発達支援は、利用増加が見込まれるため、発達支援に関する機関との連携や庁内体制の充実に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

障がい児
福祉計画

①サービスの内容

サービス名	内容
放課後等デイサービス	通学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童・生徒の放課後等の居場所を提供します。

②第1期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
放課後等 デイサービス	人日	137	201	222	256	272	288
	人	20	28	30	32	34	36

③見込量確保の方策および今後の方向性

放課後等デイサービスは利用ニーズが高く、利用実績も増加傾向にあります。今後、利用者の増加に対応できるよう、事業所の確保に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

①サービスの内容

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

②第1期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
保育所等訪問支援	人日	0	1	2	4	6	8
	人	0	1	1	2	3	4

③見込量確保の方策および今後の方向性

庁内体制の整備や関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期対応につなげられるよう、実施の検討を行います。

(4) 障がい児相談支援

① サービスの内容

サービス名	内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

② サービスの見込み

※月あたりの値

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 見込み	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
障がい児相談支援	人	6	8	8	8	9	10

③ 見込量確保の方策および今後の方向性

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画はサービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会と連携して研修を実施します。

(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

障がい児
福祉計画

① サービスの内容

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

③ サービスの見込み

項目	単位	見込量		
		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
コーディネーター配置人数	人	0	0	1

③ 見込量確保の方策および今後の方向性

コーディネーターの配置については、和水町においてコーディネーターの担う役割や関連機関同士での連携方法等を明確にした上で、保健師による兼務も視野に入れ、平成 32 年度までに最低 1 人の確保を目指して検討を進めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政・地域・家庭・保育園・学校、障がい者当事者団体・障がい福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進める必要があります。

（１）行政の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がいのある人のニーズ把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

（２）地域・家庭・保育園・学校の役割

地域や家庭、保育園、学校で、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

（３）障がい者当事者団体・障がい福祉サービス提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。

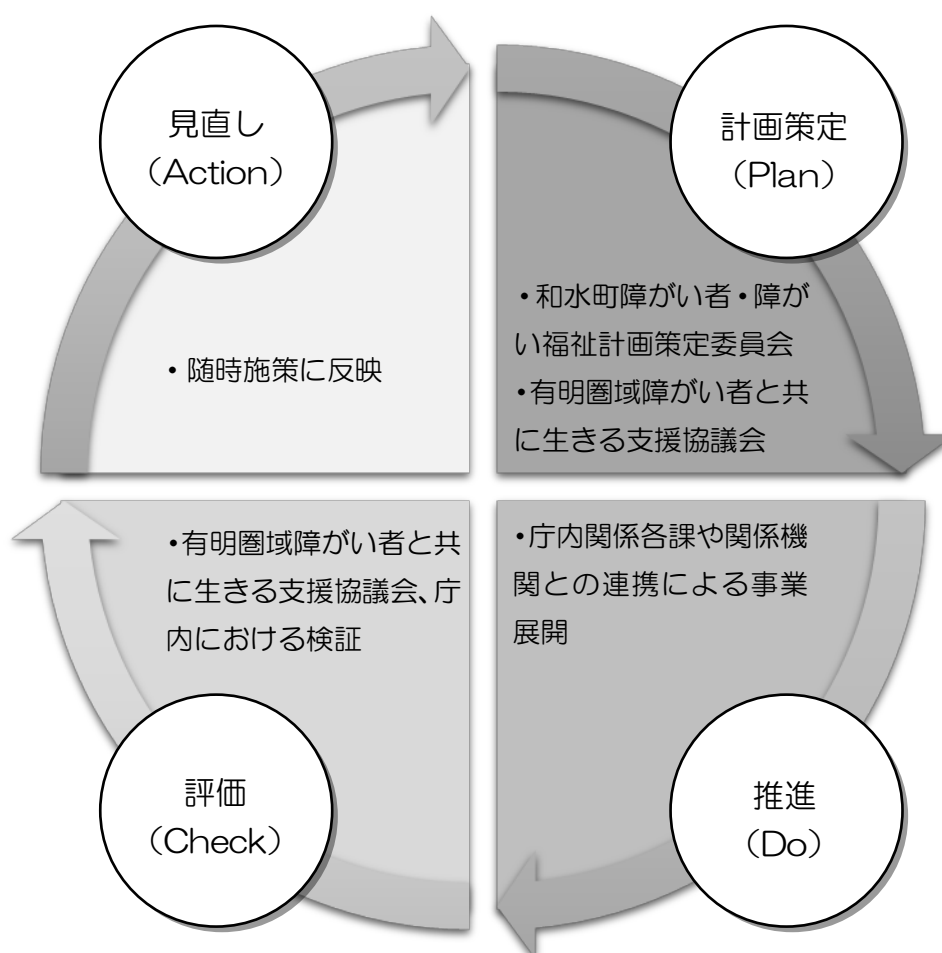
障がい福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。

企業は、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を策定し（Plan）、推進（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを見直す（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」および、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価および見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



資料編

1 和水町障がい者計画および障がい福祉計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 1 日

告示第 15 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条に規定する市町村障害者計画(以下「障がい者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に規定する市町村障害福祉計画(以下「障がい福祉計画」という。)を策定又は変更するため、和水町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の求めに応じ、障がい者計画及び障がい福祉計画の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 社会福祉施設の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 和水町議会議員代表
- (5) 和水町教育委員会代表
- (6) 和水町健康福祉課職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了した日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(和水町障害者総合福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 和水町障害者総合福祉計画策定委員会設置要綱(平成 18 年和水町告示第 51 号)は、廃止する。

2 計画策定委員会委員名簿

番号	団体名等	氏 名	備 考
1	和水町身体障がい者福祉協議会 会長	古多部義信	
2	和水町精神障害者家族会 会長	神原ツヤ子	
3	和水町社会福祉協議会 事務局長	坂本一恵	
4	精粹園 施設長	園田 誠	
5	銀河ステーション 施設長	森 光靖	
6	菊水さくら寮 相談員	大嶋 剛	
7	なごみサポート サービス管理責任者	飯田博文	
8	有明地域療育センター 療育相談員	村上まゆみ	
9	和水町議会 厚生常任委員長	蒲池恭一	◎
10	和水町教育委員会 教育委員	岡本貞三	
11	和水町健康福祉課 課長	高岡悦雄	
12	和水町健康福祉課 介護保険係長	新木 隆	社会福祉士
13	和水町健康福祉課 保健予防係長	佐藤美由紀	保健師
14	和水町身体障がい者相談員	中嶋孝教	
15	和水町知的障がい者相談員	嶋添由理子	
16	和水町健康福祉課 課長補佐（障がい福祉係長）	坂口圭介	事務局
17	和水町健康福祉課 参事（障がい福祉係）	小林伸太郎	事務局
18	ジャパンインターナショナル 総合研究所		策定支援

◎＝委員長

3 計画策定の経緯

開催日	会議／調査	内容
平成 29 年 7 月 17 日 ～ 8 月 7 日	【当事者アンケート調査の実施】 調査地域：和水町全域 調査対象者：身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・ 精神障害者保健福祉手帳所持者 調査期間：平成 29 年 7 月～ 8 月 調査方法：郵送による配布・回収 回収率：45.6%	
平成 29 年 8 月 22 日 25 日	【関係団体ヒアリングの実施】 調査対象： ・身体障がい者福祉協議会 ・療育手帳所持者のご家族 ・精神障がい者家族会 ・障がい児福祉サービス利用者家族 調査期間：平成 29 年 8 月 調査方法：団体ごとのグループインタビュー	
平成 29 年 10 月 2 日	第 1 回策定委員会	・障がい者計画、障がい福祉計画策定の趣旨と方法の説明 ・調査結果の報告、計画骨子案の説明
平成 29 年 12 月 1 日	第 2 回策定委員会	・前回計画の振り返り ・計画素案の検討
平成 30 年 1 月 30 日	第 3 回策定委員会	・計画案の協議 ・計画案の承認

4 用語集

あ行

●一般就労：

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

か行

●教育基本法：

日本の教育に関する根本的かつ基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」と呼ばれることもある。平成 18 年 12 月 22 日に公布・施行された現行の教育基本法は、昭和 22 年公布・施行の教育基本法の全部を改正したものである。現行法のもとで、障がいのある人に対する教育の機会均等について、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と、新たに規定された。

●共生社会：

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

●筋萎縮性側索硬化症（ALS）：

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後 3 年から 5 年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

●グループホーム：

障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設。

●権利擁護：

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

●合理的配慮：

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失したまたは過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

さ行

●児童福祉法：

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

●就労移行支援：

障害者総合支援法に基づく、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

●就労継続支援（A型）：

障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●就労継続支援（B型）：

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●手話通訳者：

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●障害者基本計画：

障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、国が障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置づけられている。

●障害者基本法：

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

●障害者虐待防止センター：

障害者虐待防止法では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。

●障害者虐待防止法：

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を現に養護する人（擁護者）に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

●障害者雇用促進法：

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

●障害者雇用率：

障害者雇用促進法に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。身体障がいのある人および知的障がいのある人について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定、事業主などに障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの（平成 30 年 3 月までは、精神障がいのある人の雇用義務はないが、雇用した場合は雇用率の算定に含まれる）。

●障害者差別解消法：

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者自立支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

●障害者総合支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障害者優先調達推進法：

障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。

●障がい福祉サービス：

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

●自立支援医療：

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●身体障害者手帳：

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●精神障害者保健福祉手帳：

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域活動支援センター：

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●特別支援学校：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮のもとに、適切な教育が行われている学校。

●特別支援教育：

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

●難病：

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定でありか、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなくかつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

●難病の患者に対する医療等に関する法律：

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

●日常生活自立支援事業：

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分のため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●日常生活用具：

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援しかつ社会参加を促進すると認められる用具。

は行

●パーキンソン病：

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

●発達障がい：

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●発達障害者支援法：

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立および社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

●バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法：

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設および車両など、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造および設備を改善するための措置その他の措置を講じることにより、高齢者や障がいのある人などの移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

や行

●要約筆記者：

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

●リハビリテーション：

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人の持つ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●療育：

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

第3期和水町障がい者計画・第5期和水町障がい福祉計画
(第1期和水町障がい児福祉計画)

発行年月 平成30年3月

編集・発行 和水町 健康福祉課 障がい福祉係

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田 3886

TEL:0968-86-5724

FAX:0968-86-4460